

2013

解説

教育六法

2013
平成25年版

甲第 35 号

三省堂

評定することは違法なものというべきである。また、生徒の言論、表現の自由もしくはこれにかかるといえる行為も、教育の目的にかながみ最大限に尊重されるべきである。(東京地判昭54・3・28判時九二一一八)

判例 人格の完成(別列校則事件) 中学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有するが、教育は人格の完成をめざす(教育基本法)一条のものであるから、右校則の中には、教科の学習に關するものだけでなく、生徒の服装等いば生徒のしつけに關するものも含まれる(熊本地判昭60・11・13判時一七四一四八)

判例 健康な国民の育成(長生高校柔道部事故事件) 高校におけるクラブ活動が学校教育の一環として行われているのは、教基法一条の趣旨に照らし相当である。(東京高判昭52・4・27高民集三〇一、二七八)

解説 本条は、教育の目的を定めるが、旧一条に対応している。教育目的については、まず、国が教育目的を法律で定めることは許されるか、という論点がある。法定禁止説は、①法と道徳を区別すべきこと、②国家には思想的中立性(憲法一九条)が要請されること、③政治権力が国民支配の手段として利用する危険性が高いこと、④憲法価値といえども強制の対象にはできないこと、等を根拠に挙げ、内容のいかんを問わず教育目的を法定することは許されないとする。一方、法定許容説は、①教育は本来価値志向性を有すること、②価値の多元性を認めたと上の秩序づけは許されること、③国民意思の民主的決定により国家政策を統制する必要があること、④憲法教育が要請されること、等を理由として、憲法の価値に立脚した教育目的の法定は認められるとする。

次に、本条の内容については、旧一条が掲げていた教育目的の多くは新二条の「教育の目標」に移行されたので、文言上の変更は、「国家」の前に「民主的な」が挿入されたことのみである。旧法については、一般に、戦前の国家主義教育の反省に立つて、新憲法に基づき個人主義・民主主義の教育目的を示したものと理解されてきたが、この挿入は、旧法の教育目的を維持しつつ、これを明確化したものとみるのが妥当である。確かに、二条の教育目標には、憲法理念からみて整合性に疑義のある表現も目につくが、目標は目的の下位概念であるから、二条に照らして一条を解釈することには適切ではない。逆に、一条が二条を拘束するといふべきである。また、「平和」が際されたことも重要である。国家の形成者を育成する際の「国家」は「平和国家」でなければならない。二条の「我が国を愛する態度の養成」についても、本条の趣旨に則れば、「この我が国」は平和的な国を意味しており、他国に脅威を与える愛国心教育は禁止されているといつてよい。

第一條 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつゝ、次に掲げる目標を達成するように行われようとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健全な身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第二條 教育の目的は、

一 五二、世界人権宣言二六、社会権規約三一、児童権利二九一、学問の自由(憲三三)、教員の地位勧告六一、個人情報保護三五、破防三、教育の目標(学教二二・三〇一・四六・五一・五四)、「(一)真理の探究(前文、憲三一・二四二・二四三)、(二)個人の価値の尊重(前文、憲三一・二四二・二四三)、(三)児童賣却処罰一五、男女共同参画社会基三、DV防止前文)、自主・自律の精神(学教二二)(三)男女平等(四一、憲四一・二四二)

*教育の目的(一)五二、世界人権宣言二六、社会権規約三一、児童権利二九一、学問の自由(憲三三)、教員の地位勧告六一、個人情報保護三五、破防三、教育の目標(学教二二・三〇一・四六・五一・五四)、「(一)真理の探究(前文、憲三一・二四二・二四三)、(二)個人の価値の尊重(前文、憲三一・二四二・二四三)、(三)児童賣却処罰一五、男女共同参画社会基三、DV防止前文)、自主・自律の精神(学教二二)(三)男女平等(四一、憲四一・二四二)

要である。さらに、社会の一員としての使命、役割を自覚し、自らを律して、その役割を実践することにも、社会における自他の関係の規律について学び、身に付けるなど、道徳心や倫理観、規範意識をはぐくむことが求められている。

(日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養) グローバル化が進展し、外国が身近な存在となる中で、我々は国際社会の一員であること、また、我々とは異なる伝統・文化を有する人と共生していく必要があることが意識されるようになってきた。そのような中で、まず自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、尊重し、日本であることの自覚や、郷土や国を愛する心の涵養を図ることが重要である。さらに、自らの国や地域を重んじると同時に他の国や地域の伝統・文化に対して敬意を払い、国際社会の一員として他国から信頼される国を目指す意識を涵養することが重要である。

なお、国を愛する心を大切にすることが我が国の伝統・文化を理解し尊重することが、国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならないことは言うまでもない。(平15・3・20中央教育審議会)

判例 学問の自由(学力テスト事件) 確かに、憲法の保障する学問の自由は、単に学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由をも含むと解される。更に、専ら自由な学問的探究と勉学を旨とする大学教育に比してむしろ知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、例えば教師が公権力によって特定の意見をみを教授することを強制されないという意味においてのみならず、子どもが教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量と認められなければならないという程度自由な裁量は、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できない。しかし、大学教育の場合には、学生が一応教授内容を批判する能力を備えていると考えられるのに対し、普通教育においては、児童生徒にこのような能力がなく、教師が児童生徒に対して強い影響力・支配力を有することを考え、また、普通教育においては、子ども側の側に学校や教師を選択

することは適切ではない。逆に、一条が二条を拘束するといふべきである。また、「平和」が際されたことも重要である。国家の形成者を育成する際の「国家」は「平和国家」でなければならない。二条の「我が国を愛する態度の養成」についても、本条の趣旨に則れば、「この我が国」は平和的な国を意味しており、他国に脅威を与える愛国心教育は禁止されているといつてよい。

第一條 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつゝ、次に掲げる目標を達成するように行われようとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健全な身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

*教育の目的(一)五二、世界人権宣言二六、社会権規約三一、児童権利二九一、学問の自由(憲三三)、教員の地位勧告六一、個人情報保護三五、破防三、教育の目標(学教二二・三〇一・四六・五一・五四)、「(一)真理の探究(前文、憲三一・二四二・二四三)、(二)個人の価値の尊重(前文、憲三一・二四二・二四三)、(三)児童賣却処罰一五、男女共同参画社会基三、DV防止前文)、自主・自律の精神(学教二二)(三)男女平等(四一、憲四一・二四二)

する余地が乏しく、教育の機会均等をはかる上からも全国的に一定の水準を確保すべき強い要請があること等に思いをいたすときは、普通教育の教師に完全な教授の自由を認めることは、どうい許されないところといわなければならない。(最大判昭51・5・21判時八一四一三三)

判例 私立大学における学問の自由 私立大学の教員が新聞紙上で行った「歴史認識の見直し機運高まる」(日本の押付けが問題)等の発言は、第二次世界大戦史の日本が採った諸政策に関する教員の意見表明にすぎず、これによって所属大学の社会的評価の低下毀損を生じさせるものではなく、教員の講義方法等が直ちに懲戒事由に該当すると認められるのは困難であるので、教員に対する戒告処分は懲戒権の濫用であり無効である。(最判昭19・7・13判時一九八二一一五)

判例 真理教育教科書裁判第二次訴訟(第一審) 杉本判決は、児童、生徒の学び、知ろうとする権利を正しく充足するためには、必然的に何よりも真理教育を要請される。(東京地判昭49・7・17判時六〇四一一九)

判例 高等学校学習指導要領 入学式や卒業式などにおいて、国歌を斉唱するよう指導するものとする。(平11・3・29告五八)

判例 「児童の権利に関する条約」について 学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒等が心情と態度を育てることに、すべての国の国旗・国歌に対して等しい敬意を表する態度を育てるためのものであること。その指導は、児童生徒等が国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を身に付けるために行うものである。より児童生徒等の思想・良心を制約しようというものではないこと。今後とも国旗・国歌に関する指導の充実を図ること。(平6・5・20文初高一四九事務次官)

判例 学校における国旗及び国歌に関する指導について (教育局長) 入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(平15・10・23東京部一五教指企五六九)資料編

判例 日の丸・君が代(阿倍野高校事件) 国旗掲揚の問

2、児童権利二九一、女子差別撤廃、民二、労働四雇用法等(前文、憲二二・三三、学教二二)、社会の形成に参画(学教二二)(四)生命・自然の尊重(学教二二)、環境の保全(児童権利二九一、学教二二)、環境基二五、環境教育九(五)伝統・文化の尊重(前文、学教二二)、国・郷土を愛する態度(憲一九、国旗国歌、学教二二)、国際社会の平和・発展(憲前文、世界人権宣言二六、社会権規約一三二、学教二二)、国立図書館(前文)

判例 新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について

(個人の自己実現と個性・能力・創造性の涵養) 教育においては、国民一人一人が自らの生き方、在り方について考え、向上心を持ち、個性に応じて自己の能力を最大限に伸ばしていくことが重要であり、このような一人一人の自己実現を図ることが、人格の完成を目指すこととなる。また、大競争の時代を迎え、科学技術の進歩を世界の発展と課題解決に活かすことが期待される中で、未知なることに果敢に取り組み、新しいものを生み出していく創造性の涵養が重要である。(感性・自然や環境とのかかわりの重視) 美しいものを美ししいものと感じ取り、それを表現することができる力は、人の有する普遍的価値であって、文化の創造の基礎にある心であり、力である。特に、日本人は、古来より自然を愛で慈しみ、豊かな文化を築いてきた。しかし今や、子どもの生育環境の中からは、自然が失われつつある。地球環境の保全に大きな課題となつてい今日、自然と共に人は生きているものもあり、自然を尊重し、愛することが人間としての生命あるものを守り、慈しむことにつながることを理解することが重要である。

(社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心の涵養) これからの教育には、「個人の尊厳を重んずることとともに、それを確保する上で不可欠な「公共」に主体的に参画する意識や態度を涵養することが求められている。このため、国民が国家・社会の一員として、法や社会の規範の意義や役割について学び、自ら考え、自由で公正な社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神を涵養することが重

であつて、上告人に対して、特定の思想を持つことを強制したり、あるいはこれを禁止したりすることはなく、特定の思想の無効について告白することを強要するものでもなく、児童に対して一方的な思想や理念を教え込むことを強制するものともみることができない。(裁判平成19・2・27判タ二二三六・一〇九)

【判例】日の丸・君が代「再雇用拒否処分取消請求事件」

自ら歴史観ないし世界観と否定的な評価の対象となる「日の丸」や「君が代」に対して敬意を表明することには必ずしも「これらに反対して告白すること」を強要するものでもない。児童に対して一方的な思想や理念を教え込むことを強制するものともみることができない。(裁判平成19・2・27判タ二二三六・一〇九)

つき、高等学校学習指導要領に沿った式典の実施の指針を示した本件通達を踏まえて、その勤務する当該学校の校長から学校行事である卒業式に勤務する当該学校員が、卒業式という式典における慣例上、本件職務命令は、公立高等学校の教諭である上告人に対して当該学校の卒業式という式典における慣例上の儀礼的な所作として国歌斉唱の際の起立者進行を求めらるることを内容とするものであつて、高等学校教育の目標や卒業式等の儀式的行事の意義、在り方を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に意、かつ、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえた上で、生徒等への配慮を含め、教育上の行事を円滑にするための確保とともに当該式典の円滑な進行を図るものであるとすることができる。以上の諸事情を踏まえて、本件職務命令については、前記のように外部の行動の制限を介して上告人の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面はあるものの、職務命令の目的及び内容並びに上記の制限を介して生ずる制約の態様等を総合的に較量すれば、上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるものといふべきである。(裁判平成23・6・6判時二二三一八)

【判例】元号 卒業証書の生年月日や作成年月日が元号で表記されたこと、思想・信条を制限したことに関する事案

元号 卒業証書の生年月日や作成年月日が元号で表記されたこと、思想・信条を制限したことに関する事案。本条は、教育目標を定めており、旧二条(教育の方針)にも関連しているが、実質的には新設といつてよい。多くの教育目標の項目が設けられたが、このように合理的道義的規定の過剰さは、「法と道徳との峻別」という近代法原則に反している。さらに、理念の内容も問題視され、最も論議を呼んだのは5号の「我が国を愛する態度の養成」である。この規定導入の背景には、戦前教育への回帰や憲法改正を目指す国家主義的潮流がある。けれども、日本国憲法の扱つて立つ近代立憲主義の国家観、すなわち、国家の正当性は民族や共同体それ自体がもつてではなく、個人の権利・利益から導かれるとする考え方は、本条の解釈においても貫かれなければならない。文科省は、二〇〇八年学習指導要領の改訂に際し、指導にあつた「国を愛すること」は、「偏狭で排他的な自国賛美」ではなく、「国によつてもの感じ方や考え方を

生活習慣などが違つても、どの国の人々も同じ人間として尊重し合い、差別や偏見をもたず公平に公平に接すること」と関連する指導が大切であるとしている(中学校学習指導要領の解説「道徳編」)。これは、すでに中教審各申(二〇〇三年)が、自国と同様に他国のも敬意を払ふ意識が重要であり、国家至上主義的・全体主義的な考え方に陥つてはならないこととしていたことに呼応している。

本条の解釈運用にあつたのは、体系的解釈、憲法適合的解釈が重要であり、具体的には、①このように理念的規範の規定は、法による強制に本来のようないことから訓示規定と解する余地があること、②二条五号の文言に則り、我が国を愛する「態度は、他国を尊重する。態度と同じ比重で取り扱うべきこと」、③目標は目的の上位概念であり、二条本文の「学問の自由」(したがつて教育の自由)の尊重という条件が付されていること、④教師には愛国心教育の具体的方法の選択につき一定の裁量が認められること、⑤憲法九一条に照らして、国家の思想的中立性に反する強制は禁止されること、子どもは愛国心についての態度を理由とする不利措置(成績評価等)は違憲となること、子どもは将来に亘る思想・良心の形成を妨げるような指導も許されないこと、強制に反対する教師の行為は「良心の自由」の行使として保護される可能性があること、等が踏まえられなければならない。現実には、過度の愛国心教育が推進される危険は否定できない。教育現場において本条をいかに理解するか、が大きな意味をもつていて本条をいかに理解するか、が「愛国心」の再定義を試みることや、新しい国旗・国歌の可能性を探求することも、教育上の課題とならうであろう。

これ以外の教育目標としては、「男女平等」(三三三号)、「生命尊重」(四四号)等、憲法や国際人権法に照らして「普通の価値を有する事柄が新たに規定される一方、「公共の精神」(三三三号)、「伝統の尊重」(五五号)のように、思想的立場によつて意見が分かれる可能性のある事柄も導入された。後者に関しては、一方的な見解を強要しないよう慎重な配慮が求められる。

第三條 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【解説】生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【解説】生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【解説】生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【解説】生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【解説】生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【解説】生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【解説】生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【解説】生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【解説】生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【解説】生涯学習の理念) 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第四條 (教育の機会均等)

国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

1 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

3 ①教育を受ける権利(憲二二六、社会権規約三三、児童権利二二八、地教行二四)、教育の機会均等(五三・一六二、地教行一の二、教育費負担一、学生支援

【解説】新設規定。「生涯学習」という文言は、すでに「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成二年法律第七号)にあり、「生涯学習」の定義の欠如とあいまつて、同法の規制緩和、産業振興法の性格の強い文言が本法に組み込まれたことを意味する。他方、教育の機会均等については、旧二条(教育の方針)の文言の過半が削除され、そのみが継承されただけであり、「学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養ひ、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展」が削除され、「成果を適切に生かすことのできる社会」とは、前段の「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送る」と照応関係にあり、主に個人レベルの生涯設計において「生涯学習」を位置づけ、「適切」な評価のもとでの学習の有用化を求めるものとなつており、住民相互の共同学習支援やユネスコなどのすべての人の「学習権宣言」や同「学習」秘められた主「などの学習の社会的協同の規定とは大きな齟齬が生じている。この点で、「教育の非権力性の原則」に基づく、国民の協同による不断の努力のなかで、「生涯学習」の展望を聞く意思を宣言したとはいえない。なお、旧二条の理念を受けていた社会教育法三条などは、二〇〇八年に大きな改正がなされた。

【解説】新設規定。「生涯学習」という文言は、すでに「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成二年法律第七号)にあり、「生涯学習」の定義の欠如とあいまつて、同法の規制緩和、産業振興法の性格の強い文言が本法に組み込まれたことを意味する。他方、教育の機会均等については、旧二条(教育の方針)の文言の過半が削除され、そのみが継承されただけであり、「学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養ひ、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展」が削除され、「成果を適切に生かすことのできる社会」とは、前段の「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送る」と照応関係にあり、主に個人レベルの生涯設計において「生涯学習」を位置づけ、「適切」な評価のもとでの学習の有用化を求めるものとなつており、住民相互の共同学習支援やユネスコなどのすべての人の「学習権宣言」や同「学習」秘められた主「などの学習の社会的協同の規定とは大きな齟齬が生じている。この点で、「教育の非権力性の原則」に基づく、国民の協同による不断の努力のなかで、「生涯学習」の展望を聞く意思を宣言したとはいえない。なお、旧二条の理念を受けていた社会教育法三条などは、二〇〇八年に大きな改正がなされた。

【解説】新設規定。「生涯学習」という文言は、すでに「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成二年法律第七号)にあり、「生涯学習」の定義の欠如とあいまつて、同法の規制緩和、産業振興法の性格の強い文言が本法に組み込まれたことを意味する。他方、教育の機会均等については、旧二条(教育の方針)の文言の過半が削除され、そのみが継承されただけであり、「学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養ひ、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展」が削除され、「成果を適切に生かすことのできる社会」とは、前段の「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送る」と照応関係にあり、主に個人レベルの生涯設計において「生涯学習」を位置づけ、「適切」な評価のもとでの学習の有用化を求めるものとなつており、住民相互の共同学習支援やユネスコなどのすべての人の「学習権宣言」や同「学習」秘められた主「などの学習の社会的協同の規定とは大きな齟齬が生じている。この点で、「教育の非権力性の原則」に基づく、国民の協同による不断の努力のなかで、「生涯学習」の展望を聞く意思を宣言したとはいえない。なお、旧二条の理念を受けていた社会教育法三条などは、二〇〇八年に大きな改正がなされた。

相互の協力の下、その実施に責任を負う。
国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

*①義務教育(憲二六二、社会権規約三二、児童権利二八、一、学教六一二、二九・三〇・四五・四六、普通教育(憲二六二、学教六一二・二九・三〇・四五・五〇・六三)、義務教育の期間(学教一六)、就学義務(学教一六・一七・一三八・一四四、児童四八)、就学義務の猶予・免除(学教一八、少年院四、五、国籍法一四、構造改革特区二二)、使用者の義務(学教二〇・一四三)、教育の目的(一)、義務教育の目標(学教二一)、国家・社会の形成者の育成(一・一四一、学教二一)、③教育の機会均等(四・一六二、地教行一、二、教育費負担一、学生支援二、定通一、地教行一、二、五、過疎地域自立促進特別措置法三)、教育水準の維持向上(一六二、地教行一、二)、国と地方公共団体の役割分担(一六二、地教行一、二)、地自二、地方公共団体の学校設置義務(学教六、四・九・八〇)、④義務教育の無償(六四、憲二六二、社会権規約一三二・一四、児童権利二八、教育費負担一)、授業料の不徴収(学教六)、教科書の無償(教科書無償措置三・五)

審判 新しい時代にあふわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について、義務教育に關して、社会の変化や保護者の意識の変化に対応し、義務教育制度をできる限り弾力的なものにするべきとの観点から、(一)就学年齢について、発達状況の個人差に対応した弾力的な制度、(二)学区区分について、小学校六年間の課程の分割や幼小、小中、中高など各学校種間の多様な連結が可能となるような仕組み、(三)保護者の学校選択、教育選択などの仕組み、(四)保護者の意見が出された。これらの事項については、法制上は、学校教育法等において具体的に規定されている就学年齢、学区区分、就学決定等に関する事項であるので、今後関係分科会等において検討し、実現可能なものについては、学校教育法等の改正などにより対応することが適当である。(平15・3・20中央教育審議会)

審判 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する協議における教育関係事項の実施について
1 学校の課外における韓国語等の学習の取扱
「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇(神戸地判平5・8・30判タ八三三一―一七)

審判 情報公開致方市全国学力調査非公開決定事件
学校別調査結果である本件情報については、文部科学省が参加主体(各都道府県教育委員会及び市町村教育委員会等)に対し実施要領等を通じて個々の学校名を明らかにした公表をしないよう求めており、枚方市教育委員会も実施要領の内容を前提として本件調査に参加したものであることに加え、上記のような態様で学校別調査結果を公表することについては学力の特定の一部分についての調査結果のみに基づいた序列化や過度な競争の発生等の様々な弊害の発生が危惧されており、教育現場の反対も根強い。本件情報を非公開としなければ、全国学力調査につき他の参加主体の協力も得られなくなるおそれがあるほか、過度な競争の結果として全国学力調査の結果に児童生徒の学力・学習状況が正確に反映されない事態が生ずるおそれがあり、これらのおそれは十分に根拠のあるものといえる。このため、これらのおそれが現実化した場合には、(国)文部科学省は、同調査を通じて、全国の児童生徒の学力・学習状況を漏れなく、かつ、正確に把握することができなくなり、その結果、児童生徒の学力・学習状況の分析に基づいて教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることが不可能ないし著しく困難となり、また、各地方公共団体(教育委員会)においても、(国)文部科学省から提供を受けた調査結果に基づいて全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることが不可能ないし著しく困難となり、同調査の目的の達成に支障が生じることと、同調査を実施する意義そのものを没却することにもなりかねないから、学校別調査結果について個々の学校名を明らかにした公表を行わないものとする。同調査を適切に遂行し、もってその目的を達成する上で、必要不可欠なものであり、かつ、教育基本法の定める義務教育の理念等にも沿う合理的なものとい

に關する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について(昭和四〇年二月二十八日付文初財四六四号)の記4は、学校教育法第一条に規定する学校の正規の教育課程に關するものであり、学校に在籍する在日韓国人に対し、課外において、韓国語や韓国文化等の学習の機会を提供することについてはないこと。2 就学案内、市町村の教育委員会において、公立の義務教育階級学校の入学を希望する在日韓国人がその機会を逸することのないよう、学校教育法施行令第五条第一項の就学予定者に相当する年齢の在日韓国人の保護者に対し、入学に關する事項を記載した案内を發給すること。3 在日韓国人以外の外国人の取扱。在日韓国人以外の日本国に居住する日本国籍を有しない者についても、上記1及び2の内容に準じた取扱いとすること。(平3・1・30文初高六九初中局長)

審判 外国人の就学義務(京都市立中学校外国籍生徒退学届受理事件)
憲法の規定に従って法律によって普通教育の内容を定めるに当たっては、言語(国語)の問題や歴史の問題を考慮すれば明らかなように、わが国の民族固有の教育内容を排除することができないのであるから、かかる学校教育の特色、国籍や民族の違いを無視して、わが国に在留する外国籍の子どもの保護者を含む教育を受けさせる義務を課して、わが国の教育を押しつけることができないことは明らかである。就学させらるべき義務は、その性質上、日本国民のみ課せられるものというべきであって、外国籍の子どもの保護者に対して課せられた義務というべきではない。
(大阪地判平20・9・26判時一〇二四二)

審判 通学区区域制の弾力的運用について(市町村教育委員会)
当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合、学校教育法施行令の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定することとされています。その際、市町村教育委員会は、通常あらかじめ各学校ごとに通学区を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しています。この通学区制度の運用に当たって配慮すべき事項については、昭和六二年五月八日付文初高第一九〇号「臨時教育審議会「教育改革に關する第三次答申」について」をもつて通知したところであり、このた

うことができる。(大阪地判平21・5・15判時二〇六一―五三一)
審判 授業料の不徴収(義務教育用教科書費国庫負担請求事件)
憲法二六二条二項の義務教育無償の規定は、義務教育における授業料不徴収の意味と解するのが相当であり、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償にすべく定められたものではない。(最大判昭39・2・26判時三六三一九)

審判 本条は、憲法二六二条二項を受けて義務教育について定める。一、二、三、四は旧四法一項、二項に対応しているが、二、三、四は新設規定である。旧四法一項は憲法二六二条二項の義務教育の年限を「九年」と明示した点に重要な意味があったが、この「九年」を本条から学教法一六条に移行させたため、本条一項は憲法二六二条二項前段と同じ「無意味な規定となつてしまつた」。この移行は、義務教育の弾力化(飛び級・早期就学)や延長論(幼稚園・高校)の反映といわれる。解釈上の論点としては、第一に、「国民」に外国人が含まれるかが問題となる。外国人には民族教育を受ける自由が保障されるため、憲法二六二条二項および本条の「国民」には含まれず、就学義務はないと解するのが妥当である。第二に、「法律」で定めるところによりは、「法律」への委任を意味しており、一八条とともに本法の準憲法的性格の根拠となる。第三に、「普通教育を受けさせる義務」については、①義務の名宛人は誰か(子どもに対する義務か、国に対する義務か)、②就学義務(学教一七条)と同じ意味か(家庭義務教育は認められるか)、③公立の学校選択制は義務教育の本質(公共財としての性格)に反しないか、という重要な点がある。なお、「普通教育」とは、職業教育・専門教育に對置される概念であり、すべての人間に必要とされる一般的・基礎的教育を意味する。二項の義務教育の目的規定は、一条の教育目的規定と学教法二二条の義務教育の目標規定を架構している。三項の国と地方公共団体の役割分担規定は、一六条(教育行政)と同旨である。四項(旧四法二項とは反同)は、憲法二六二条二項の義務教育無償の規定を受けて、授業料不徴収を定める。憲法の「無償」の範囲はどこまでかにつき、本条を憲法の確認規定とみる授業料無償説(多数説)と憲法の例示規定とみる就学必需無償説とが対立しているが、最高裁は授業料無

び、行政改革委員会の「規制緩和の推進に關する意見(第二次)」（平成八年二月一六日）において、保護者の意向に對する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性、学校選択の弾力性に向けた取組などについて提言がなされた。
(平9・1・27文初七八初中局長)

審判 学校教育法施行規則の一部を改正する省令について(今回の改正の趣旨は、市町村教育委員会の判断により、いわゆる学校選択制を導入する場合に、学校教育法施行令第五条第一項に基づき、就学先の指定の際、あらかじめ保護者の意見を聴取できることを明確にすること。また、同令第八条に基づき、就学の変更の際、その手続等の透明性を図る観点から、その要件及び手続を明確化し公表するものとする。)(平15・3・31文科初一三三〇初中局長)

審判 不登校への対応の在り方について(出席扱いの要件)
(平15・5・16文科初二五五初中局長)
資料編
不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱等について
不登校児童が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき、一定の要件を満たし、当該学習活動が学校への復帰に向けての取組であり、当該児童の自立を助ける上で有効・適切である場合には、校長の判断により、当該学習活動について、指導要録上出席扱いとすることができるとともに、当該学習活動の成果を指導要録や通知票に記載するなどして、評価に反映することもできること。(平17・7・6文科初四三七初中局長)

審判 普通教育を受けさせる義務(就学督促を無視した母親が罰金八千円に処せられた事例)。(岐阜家判昭51・2・12判例集本登載)
普通教育を受けさせる義務(就学権確認請求事件)
小学校の時期における教育が学齢児童の住所地の地域社会と家庭の下で行われることがその人間の成長に最も適しているとの観点から、住所地の市町村の小学校における就学を基本とする。これにより、前記の義務教育の機会均等の要請を具体化し、実現するためのものである。(福岡高判平1・7・18判タ七二一―一三九)

審判 普通教育(学校教育)
第六條 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
*①法律に定める学校(九一・一四二、学教一三三)の性質(八、憲八九、私学一、社教二、学教一三三)、学校の設置者(学教一、附則六、構造改革特区二二・一三・二〇)、社会権規約一三4、児童権利二九二)、地方公共団体(地自一、三、二八・二八四、学教三三、国大法人二、高専機構、地方独立行政法人六八四、一、②教育の目標(一)、学教二二・二三・三〇・一四・六、一・五・一六四)、規律の重視(児童権利二八二、学教一・五二・二三・三三・三三・四九、学教法規二六)、学習意欲の重視(学教三〇二・四九・六二)
審判 児童の権利に關する条約について
本条約二二条から一六条までの規定において、意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。校則は、児童生徒等が健全な学校生活を営みよりよく成長発達していくための一定のきまりであり、これは学校の責任と判断のため決定されるべきものであること。なお、校則は、日々の教育指導に関わるものであり、児童生徒等より適切に保護者の考えや、地域の表情等を踏まえ、より適切なものとなるよう引き続き配慮すること。(平6・5・20文初高一四九事務次官)

のである場合を意味する。すなわち、(1)身体に対する侵害に該当する懲戒—なぐる、けるの類—がこれに該当することはいうまでもないが、さらに(2)被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえ坐端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持せよというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。③しかし、特定の場合一種が右の(2)の意味の「体罰」に該当するかどうかは機械的に判定することはできない。たとえ、同じ時間直立させるにしても、教室内の場合と炎天下または寒風中の場合とでは被罰者の身体に対する影響が全く違うからである。それ故に、当該児童の年齢、健康、場所のおよび時間的環境等、種々の条件を考慮合わせて肉体的苦痛の有無を判定しなければならない。(昭23・12・22法務庁調査二第一八法務調査意見長官)

【通則】問題行動を起す児童生徒に対する指導については(平19・2・5文科初一〇一九初中局長)「資料編」

【判例】公教育学力テスト事件(私事としての親の教育及びその延長としての私的施設による教育をもつてしては、近代社会における経済的、技術的、文化的発展と社会の複雑化に伴う教育要求の質的拡大及び量的増大に対応しきれなくなるに及んで、子どもの教育が社会における重要な共通の関心事となり、子どもの教育をいとおける公共の課題として公共の施設を通して組織的かつ計画的に行ういわゆる公教育制度の発展を主として、現代国家においては、子どもを教育は、中心として営まれるという状態になっている。(最大判昭51・5・21判時八四一三三)

【判例】校則(熊本県玉東中学校丸刈り校則事件) 中学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有するが、具体的に生徒の服装等に及ぼす程度、方法の規制を加えることが適切であるかは、それが教育上の措置に關するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、実際に教育を担当する者、最終的には中学校長の専門的、技術的な判断に委ねられるべきものであり、その内容が著しく不合理でない限り、右校則は違法とはならない。(熊本地判昭60・11・13判時二七四一四八)

け出た場合(2)のみ教習の受講及び免許の取得を認めることとしているのは、交通事故から生徒の生命身体を守り、非行を防止し、もって勉学に専念する時間を確保するためである。同様に、パーマをかけることを禁止しているのも、高校生にふさわしい髪型を維持し、非行を防止するためである、というのであるから、本件校則は社会通念上不合理なものとはいえない。(最判昭8・7・18判時一九九一五三)

【判例】校則(小野市立小野中学校生徒心得事件) 右事実関係の下において、これらの定めは、生徒を守るべき一般的な心得を示すにすぎない。それ以上に、個々の生徒に対する具体的な権利義務を形成するなどの法的効果を生ずるものではないとした原審の判断は、首肯するに足りる。(最判平8・2・22判時一五六〇一七二)

【判例】校則(千葉東京学館高校バイク自主退学勧告事件) 私立学校である被上告人設置に係る高等学校の本体校則(バイクに関するいわゆる三三三原則を定めた校則)及び上告人が本件校則に違反したことを理由の一つとしてされた本件自主退学勧告について、それが直接憲法の右基本権(自由権)保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はないものというべきである。所論違憲の主張は、採用することができない。そして、所論の点に關する原審の事実認定は、原判決示すの証拠関係に照らして首肯するに足り、原審の確定した事実関係の下においては、本件校則が社会通念上不合理であるとはいえない。(最判判3・9・3判時一四〇一五六六)

【判例】校則(徳島高校バイク退学処分事件) 諸般の事情を併せて考え、原告に対しては、他の懲戒処分によっても教育の目的を十分達したというべきであり、原告にはもはや改善の余地はなく、同人を学外に排除することも教育上やむをえなかつたものというに到達できないから、本件退学処分は、社会通念上著しく妥当性を欠き、懲戒権者である校長の裁量権上、範囲を逸脱した違法な処分である。(東京地判平3・5・27判時一三八七二二五)

【判例】体罰(水戸市立第五中学校事件) 教育作用をしてその本来の機能と効果とを教育の場で十分に発揮させるためには、懲戒の方法・形態としては単なる口頭の説教のみにとどまることなく、そのような方法・形態の懲戒によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生

お、旧六条二項(教員)は九条に移行された。一項前段は、法律で定める学校は公の性質を有すると定める。「法律で定める学校」とは、学教法有一条が定める八種類の「学校」いわゆる「一校校」を指す。よって、専修学校、各種学校、および、学教法以外の法律が定める教育施設は本条は適用されない、公の性質」とは、学校教育が社会の公共的課題として国民全体のために行われるものであるということの意味し、公教育の非営利性・継続性・安定性を担保するため、学校教育の公共性・継続性・安定性を担保するため、学校の設置者を国、地方公共団体、法律で定める法人の三者に限定した。「法律で定める法人」は、①学校法人、②国立大学法人、③独立行政法人国立高等専門学校機構、④公立大学法人の四つがある。ただし、学教法二条は、⑤国に、⑥地方公共団体に含めて規定し、私立学校の設置者を学校法人に限定している。したがって、本法の「法律で定める法人」は、実質的には学校法人を指すといつてよい。

二項は、学校教育の基本的役割と、学校教育において重視されるべき事項を定めているが、これらは各学校において心がけるべき教育方針といつてよく、必ずしも法律に規定することになじまないものといえる。なお、本条の「法律で定める学校」のうち、大学と幼稚園についてはその重要性・特殊性に鑑み独立条文が新設された(七条・二二条)。また、本条の「法律で定める法人」が設置する学校、すなわち私立学校についても、その役割が増大している状況を受けて新たな規定(八条)が設けられた。

【(大学)】
第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

*①大学(学教八三・一四、国大法人、地方独立行政放送大学)、私学、構造改革特区二・一三、一三、高等教育(社会権規約一三二、児童権利

二八)一、大学の目的(学教八三・一〇八)、大学の設置(学教二一・四一・九四・九五)、大学の入学(学教九〇・消費者契約法)一九・一〇、高等学校卒業程度認定試験規則、大学の認証評価(学教一〇九・一三三)、②大学の自主性・自律性(憲三三、学教九三、特三三・一〇、私学一・三六)、教育研究の特性(国大法人三)

【判例】大学の自治(東大ポロ事件) 学問の自由はとくに大学において保障され、大学教授は教授の自由を保障され、また、研究者の人事、大学の施設と学生の管理について大学の自治が認められる。学生は集会上学問の自治の範囲で自治が認められるが、集会上学問的な研究と発表のためではなく、実社会の政治的社会的活動に当たる場合には、大学の自治は享有しない。本件集会は大学の自治を享有せず、警察官が立ち入ったことは大学の自治を犯すものではない。(最大判昭38・5・22判時三三五一五)

【判例】部分社会論(富山大学単位不認定事件) 自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を生じない内部的な問題にとどまる限り、その自治的・自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが、相当である。単位授与(認定)行為は、他にそれが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを否認するに足りる特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題として大学の自治的・自律的な判断に委ねられる。(最判昭52・3・15判時八四三二二)

【判例】理事会と教授会(西日本短期大学事件) 憲法三三二条が保障する学問の自由は、学問、研究の場としての大学の自治を密接な不可分の制度として包含し、学校教育法五九条一項も、これを受け、「大学」には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と規定し、重要な事項に關する教授会の審議権を認め、大学の自治を実質的に保障している。ところが、同法は私立大学についても適用されるところ、真理探究の場としての大学において、右探究に従事する大学教授は、任命権者の一方的な判断によりその地位を奪われぬという身分保障によって、はじめて研究教育活動の自由を保障されるものであることからする

徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することや許されよい場合があることを認めるのでなければ、教育内容はいたずらに硬化し、血の通わぬ形式的なものに墮して、実効的な生きた教育活動が阻害され、ないしは不可能になる虞れがあることも、これをも否定することができないのであるから、いやくも有形力の行使と見られる外形をもつた行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとするは、本来学校教育法の予想するところではない。(東京高判昭56・4・1判時一〇七一一三)

【判例】体罰(東京留米中央中学校体罰事件) 戦後五〇年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはほとどの事情があったはずだというような積極・消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒、児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするなど、これによって、わが國の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。(東京地判平8・9・17判時九九一八二)

【判例】体罰(天王市立小学校体罰事件) 教員の胸倉を掴む行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るという被上告人の一連の悪ふざけについて、これらはそのような悪ふざけをしないように被上告人を指導するために肉体的苦痛を与えるために行われた罰として被上告人に明らかなためである。教員は自分自身も被上告人による悪ふざけの対象となつたことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやむを得ない事情がなかつたとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法一條々たるだ。【最判判21・4・28判時二〇四五一一八】

【判例】本条は学校教育について定める。一項は旧六条一項を引き継いでいるが、二項は新設条項である(な

と、教員の採用、解任、昇任、降任等の人事は、学校教育法五九条一項の「重要な事項」に該当し、教授会の審議が必須の手続である。(福岡地判平4・9・9判判六一六七一三)

【判例】理事会と教授会(三甲南学團事件) 大学の人事に關する大学の自治は、寄附行為の定めるところにより業務決定機関である理事会に委ねられているのであって教授会にはその権限がなく、学問の自由は各教員に保障されているとはいえず、そのことを根拠に、当然に、教員の解雇については教授会の解任決定が必要かつ有効要件であり、この決定が理事長の前任免権限を濫用すると結論づけられることはできない。(大阪高判平10・11・26判判七五七五九)

【判例】学納金返還 一般に、四月一日には、学生が特定の大学に入学するものが客観的に高い蓋然性をもつて予測されるものというべきである。そうすると、在学契約の解除の意思表示がその前日である三月三十一日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、学生が納付した授業料等及び諸会費等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となるというべきである。これに対して、学生が大学に入學し得る地位を取得する対価の性質を有するが学費に充てているは、その納付をもって学生は上記地位を取得するものであるから、その後には在学契約が解除されるものは失効しても、大学はその返還義務を負う理由はないといふべきである。(最判判18・11・27判時一九五八一二)

【判例】スポンサー推薦入試(大阪経済大学不合格事件) スポンサー推薦入試の受験生に対して、その合格の可能性について十分な説明を、誤情報を提供する等して誤解を与え、受験生の大学選択の判断に重大な影響を及ぼすおそれがあるから、大学には、受験生に対する説明及び情報提供に際して、慎重な行動が要請される。(大阪高判平16・10・14判時一八九〇一五四)

【(大学)】
本条は、大学に關する新設規定である。憲法三三二条(学問の自由・大学の自治)を具体化し、学教法の

大学に関する規定（九章・八三条以下）に架構している。六条は、学校の種類については学教法に委任しているが、本条は例外的に大学の重要性・特殊性に鑑み、独立条文を設けたものとされる。一項の大学の目的規定は、学教法八三条とほぼ同旨である（「社会発展への寄与」は本条で追加された表現）。二項の「大学の特性」としては、①自主性・自律性、②教育と研究の一体性、③国際性の三点が指摘されているが、②と③の重要な点④である。憲法二三条は、とくに大学における学問の自由を保障しており、そのコラーとして「大学の自治」の保障を含んでいる。大学の自治の内容には、人事の自治、施設・学生の管理の自治、予算管理の自治の三つがある。本条が、憲法二三条を受けて、「自主性・自律性の尊重」を明示し、大学の教育・研究に対する国家権力の介入を憲法上禁止した点にはきわめて大きな意義があるといつてよい。今日の問題点として、二〇〇四年国立大学の法人化により、①役員会・経営協議会・学長選挙会議への学外者の参加が図られた結果、教授会が弱体化し、大学人評価委員会による評価が資源配分に反映するため、財政誘導を通じて学問の自由が侵害される恐れが強いことを指摘できる。私立大学については、私学法三六条が理事会の最高意思決定機関性を定める一方、学教法九三条は教授会の重要事項審議権を規定しているため、両者の人事権限をめぐり多くの紛争が生じていることが問題となる。

（私立学校）

八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

※私立学校（学教二二、私学、私学助成、私学事業団）
 私学（学教二二）
 学教二二 附則六 私学三 構造改革特九区二・一三〇 社会権規約一三四 児童権利二九二・一 私立行政 学教四・四四・四九・六二・九八 憲法九 地教行二四・二七（二） 公の性質（六一） 憲法九 私学一 社教〇 私立の重要な役割（私学助成） 私学の自主性（私学一・三六） 私学助成

（二六） 憲法九、私学五九、私学助成、私学事業団、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律
 補助金申請、各種の報告等の内容に虚偽があった場合は、補助金交付等の法令の規定にのっとり、その厳正な態度で対応する。（昭五八・七・二九文管企二〇七事務次官）

【通則】 私立大学等経費補助金の交付を不正に受け補助金の返還を求められた事象の発生を、各私立大学は深刻に受けとめ、同補助金に係る事業の適正な遂行に努力してほしい。（昭五八・六・一六文管企一 管理局長）

【例】 昭和安大（学教二二）
 憲法九 学教二二 二二条 二二条等のいわゆる自由権の基本権の保障規定は、国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であって、専ら個人相互間の関係について当然に適用しない類推適用されるものでないことは、当然の法理である。（昭四八・一二・一三斐衛指事件）の示すところである。したがって、その趣旨に徴すれば、私立学校の学則の細則の右基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はない。（最判昭四九・七・一九判時七四九一）

【例】 学生生徒の地位、小中一貫教育がなされている私立学校法人において、中学校への進学を拒否された生徒から地位保全仮処分が認められた事例。（東京地八王子支判平一・六・二三判時一三三三一九七）

【例】 「私立上高進学拒否事件」 中高一貫教育を標榜している学校においても、それは主として教育内容に関するものであって、中学校、高等学校は、学校教育法上別個のものであるから、一貫教育体制をとることから直ちに一貫教育期間全体についての在学契約が締結されると考えられることはできず、士佐高校についても在学契約が締結されたといえるためには、在学契約時において、その旨明示するか、あるいは士佐高校についても併せて契約を締結したと評価すべき特段の事情があることが必要である。（高知地判平六・一一・二八判時一五四一四二二）

【例】 助成私立高校生超過学費返還請求事件 ①憲法二六条は、無償制の義務教育制度の設置はこれを明確に義務づけているけれども（二項）、義務制とされな

本理念をいかに調整するか、が私学に関する本質的課題である。

本条は、国・地方公共団体に私学「助成」の努力義務を課している。設置者負担主義（学教五条）に基づき、私学の経費は学校法人が負担するのが原則であるが、学校教育における私学の役割はきわめて大きい一方、人件費・学校設備費等は莫大な財政負担を伴うため、実際上の必要から助成が求められる。ただし、憲法八九条後段は「公の支配」に属しない教育事業に対する公金支出を禁止しているため、私学助成の合憲性が大きな争点となってきた。多数説は、①学教法（四下）八条・三三條、二四條等）、②私学法（二五條以下）の規制に服していること（公の性質）の要件、③私学助成法（五條）二二條等の財政監督に服していること（公の監督）の要件）の二つの要件が満たされていること、「公の支配」に属していること、合憲と解している。また、憲法八九条前段の宗教団体への公金支出の禁止との関係で、宗教系私学への助成が違憲ではないかという論点もある。これについては、一般に、政教分離に関する目的効果基準に則り合憲性を判断すべきであり、違憲となるケースもあり得ると解されている。

効果等を総合勘案して決すべきものと解されるのである。国又は公共団体が人事、組織、予算等について根本的に支配していることまでを必要とする趣旨ではなく、それよりも軽度の法的規制を受けていることをもって足り、私立学校について言えば、教育基本法、学校教育法、私学法等の教育関係法規による前記定程度法的規制を受けながら公の支配に属しているものと解し得るのである。それゆえ、およそ私立学校に対する公的助成が憲法八九条後段に違反するとの主張は、採用することができない。（千葉地判昭六一・五・二八判時一一六一五七）

【例】 助成幼稚園教室公金支出事件 憲法八九条の「公の支配」の意味は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものというべきである。右の支配の具体的な方法は、当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではないので本件幼稚園教室は公の支配に属する。（東京高判平二・一・二九判時一三五〇一四一七）

【例】 本条は、私立学校に関する新設規定である。私学法一条は、自主性の重視と公共性の高揚を基本理念としており、本条は、これを確認し、私学の位置づけを高めたものである。「私立学校」とは、学校の設置者が高めた学校をいう（学教二二条二項）。私学が「公の性質」を有するとは、私学も、国立学校とともに体系的な学校制度の一翼を担う公教育機関であることを示している。学校法人の特質はその非営利性（利益の教育への還元）にあるが、この点、今日、構造改革特区法により、株式会社型に学校設置が認められていることが問題視される。次に、私学の「自主性」とは、私学の設置・教育の自由を意味するが、一般に、私学の自由は憲法二二条（憲法二二条）により保障されていると解されている（社会権規約二三四項も参照）。私学の自由は、①子ども・親の学校選択権を裏面化する必要性、②国家の教育独占に歯止めをかけ、社会の多元性を維持する必要性に根拠づけられる。公共性の確保と自主性の尊重という相互に抑制しあう二つの基

い段階における教育条件の整備の内容については明確に規定しておらず（教基法二二条の規定も、まだこれを具体的に定めておらずといえない）。抽象的に規定することによって、その具体的内容は、その時代の文化、社会の発展の程度、教育に対する社会の関心、またその他の諸状況によって変動しうるものであり、また変わりが高たれていくことが予定されているものであって、その変更の程度は自由の基本権のそれと較べてはるかに大である。③しかも、教育を受ける権利は、原則として国家の不作為を要求する自由の基本権として国家の積極的関与を要求する性格上、これを実現するために莫大な額の予算を必要とするのであった。他の諸施策における予算の配分、必要な場合には新たな財源の確保等他の諸政策との調和を図りつつ、総合的かつ長期的展望に立った国会や内閣の政治的、専門的整備が不可避である。④高校教育にかかる教育条件整備のための施策が本来国民の代表者によって構成される国会の審議の場で決定、実現されるべきであることはもちろんであるけれども、後記認定のおり国民のうち多数の者が現にその子女を高校に進学させ、又は将来進学させるはずであって、ごく少数の者の自由の基本権が問題となる場合とは異なり、高校教育の充実を求める国民は、その意思を選挙、請願等の手段を通じて政策決定の場に大きく反映させることが可能であると認められるから、議せられるべき施策の内容の決定を国会の広範な裁量に委ねられることは高度の合理性がある。⑤教育を受ける権利が保障されるか否かは国民各自の将来の生活に対し計り知れない影響を与えるものであるけれども、国民の直接死生にかかわる生活保護（生存権の保障）の問題に較べれば、緊急性、重要性の程度に差があり、しかも保障の境界の画定もより困難である。以上の諸点を勘案するに、憲法は、高校教育にかかる教育諸条件の整備について、国会、内閣に対し極めて広汎な裁量を許しているものといわれなければならない。（大阪地判昭五五・一〇判時九七一九一七）

【例】 助成私立大学病院公金支出事件 憲法八九条の「公の支配」の意味は、憲法九一条、二〇条、二三条の諸規定のほか、教育の権利義務を定めた憲法二六条との関連、私立学校の地位、役割、公的助成の目的、

九一五の一・五・六・五七、教特三・一・一五、地教行三五、待遇の適正（憲二七・二八） 教員の地位 一五六、地教行四二、教特一三、人材確保、教職給与、養成、雇用均等、地方公務員育見休業、育見介護、養老（免許三・四・五、免許法特例法）、研修（教特二二一八） 地公三九、地教行二三・四五・四八・五八・二、学生支援、社教九の六、生涯学習（三）、勤務評定（地公四） 地教行四六

【通則】 指導が不適切な教員一 地教行四七条の二第二項一 号 児童又は生徒に対する指導が不適切であることについて、児童又は生徒に対する指導が不適切であること」に該当する場合は、様々なものがあり得るが、具体的な例としては、①教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない場合（教える内容に誤りが多かったり、児童生徒の質問に正確に答え得ることができない等）、②指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない場合（ほとんど授業内容を板書するだけで、児童生徒の質問を受け付けない等）、③児童生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合（児童生徒の意見を全く聞かず、対話もしないなど）、児童生徒とのコミュニケーションをとらうとしない等）。

【例】 地教行四七条の二第二項二 号 研修等必要な指導が適切に行われたとしても児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること」について ④法四七条の二第二項二 号の「研修等必要な指導」の例として、①学校内における校長、教頭等に よる指導、②学級担任を外すための校長の委嘱、③都道府県教育委員会又は市町村教育委員会による研修、④他の学校への転任、等が考えられるが、具体的にどのような措置を講ずるかは、各都道府県教育委員会等において、教員の状況等に応じ、種々工夫がなされ、適切に対応すべきものであること。⑤児童生徒に対する指導が不適切な状態に一時的に陥ったとしても、校務分掌の変更や転任、研修等の措置により、指導を適切に行うことができると認められる場合には、第二号の要件に該当せず、本措置は適用されないこと。また、同号の要件に該当するか否かは、一般的には、それまでに、当該教員に対して講じられた研修等

（教員）

第九條 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

*①法律に定める学校（六一・一四二、学教一）、教員（学教七・九・二七・三七・四九・六〇・六九・八二・九二・一〇〇、教特二、給与負担一・二、地教行三三）二、任用（教特一・一一二） 地公一五二（三）、服務（地公三〇一三八、教特一七二・一〇〇、地教行四三） 一、限限・懲戒（地公二七・二九二の二、労基九・二〇〇）、教特一四、免許の更新・失効（免許九の二一〇）、指導不適切教員の人事（地教行四七の二、教特二五の二・二五の三）、②身分の尊重（地公一三・二七・四

る措置の内容やその成果等を踏まえて適切に判断されるべきものであること。③第二号の要件は、都道府県教育委員会に対して、新たな指導や研修を行うことを義務付けたものでなく、これまでの指導等から見ると新たな研修等の措置を講じたとしても効果がないと判断できるならば、同号の要件を満たすことになること。(平13・8・29文科初五七二事務次官)

【判例】職務命令 たいえ上司の命令であった。法規の範囲においてこれに服従する義務があるものであってこれを逸脱した命令である限り、これに服従する義務はない。(大分地判昭33・8・4判時二五七六)

【判例】職務命令 教育委員会の校長に対する勤務評定書提出命令は訓令であると同時に職務命令としての性格ももっているものであるから、重大かつ明白な無効の瑕疵をもたない限り、違法であっても服従すべきものである。(東京高判昭49・5・8行例集二五五・一三三七三。上告審判昭53・11・14判時三五七三)

【判例】研修員立高等学校教諭自主研修不承認事件 原審の適法に確定した事実関係によれば各研修予定日を実施される定期調査やその他の校務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがないとはいえない上、本件各研修を各研修予定日の勤務時間内に勤務場所を離れて行うべき特別の必要性があったとも認め難い。したがって、被告人が本件各研修につき教育公務員特別法二〇条二項(現二三条)に基づく承認を与えなかった措置はその裁量権を逸脱し、濫用したとはいえないとした原審の判断は、正当として見認することができ。(最判昭61・11・16判時二二四一)

感を抱かせ、卒業式や周年行事の厳粛な雰囲気や損ね円滑な進行を妨げるおそれのある行為であるから、他の職員や児童、生徒らに不起立を促したりするようなものではなく、式や行事の進行自体を物理的に阻害したり混乱を生じさせたりするようなものではないことを考慮したとしても、決して軽微な非違行為であると評価することはできない。(東京高判平23・3・25判例集未登載)

【判例】私学の解雇 湘南女子学園教諭解雇事件 本条二項の教員の身分尊重の条項には、私立学校も含まれ、私学教員の勤務関係が労働契約関係であっても、私学経営者は当然に教員の身分尊重義務を負うべきで、その具体化は解雇権の制限に現われるものである。(横浜地判須賀判昭46・12・14判時二八二二五)

【判例】勤務条件 京都市立小・中学校時間外勤務手当事件 一校長は、一番原告Cの時間外勤務が極めて長時間に及んでいたことを認識、予見できたことが窺われるが、それに対して、改善等の措置を特に講じていない点において、適切さを欠いた部分があるというべきであり、一番原告Cの時間外勤務の時間からすると、配慮を欠く評価せざるを得ないような常態化した時間外勤務が存在したことが推認でき、一校長は、同一の職場で日々業務を遂行して以上、一校長は、状況を認識、予見できたといえるから、事務的な配分等を適正にする等して一番原告Cの勤務が加重にならないように管理する義務があったにもかかわらず、必要な措置をとったとは認められないから上記義務違反があるというべきである。(大阪高判平21・10・1判例九三二・一五)

【判例】転任組合役員の配転処分執行停止事件 人事権の裁量にあたって教基法六条二項、一〇条一、二項等

判平5・11・2判時八七〇一三四

【判例】研修 多賀城市立小学校教諭長期特別研修事件 本件要綱に基づき長期特別研修命令は、その教員の職務に対する主体的意欲と児童生徒に対する指導力の伸長を促すことを目的として研修を命じたものであるから、本件命令は職務命令としての性質を有するものである。もつとも、本件命令による研修期間が一年間という長期期間であること、勤務場所が原告の所属機関である多賀城市立A小学校からKセンターへと変更されること、勤務内容が小学校における児童生徒への教育活動からそれ以外での研修活動へと変更されること、照らせば、本件命令は実質的には転任処分としての性格を有するといふべきであるから、行政処分性を有するものである。(仙台地判平15・2・17判時二一四八二〇四)

【判例】懲戒処分 福岡県教委内申被処分事件 本件三市教育委員会は、被上告人から統一的な処分の方針を基準を示され、また、いずれも教員のストライキは違法であり本来懲戒処分の対象となるものであることを認識しながら、組合の反発や抗議行動とこれに伴う教育現場の混乱などといった各教職員の服務監督上の問題とは直接関係のない事情に対する配慮又は予想される被上告人の処分選択・量定に対する一般的な批判から、本件各ストライキの参加者については一切処分をしないというのであって、このような本件三市教育委員会の対応は、服務監督者としてとるべき措置を怠り、人事管理上著しく適正を欠くものといわざるを得ない。したがって、かかる場合においては、前示のとおり、任命権者たる被上告人としては、本件三市教育委員会の内申がなくても被上告人らに対し懲戒処分を行うことが許される。(最判昭61・3・13判時一八七二四)

【判例】懲戒処分 都立高校「君が代」不起立教員被告処分事件 ①都教委の処分実績をみると、卒業式の職務命令違反等を除く服務事故(体罰・交通事故・セクハラ等)と認められた者のうち懲戒処分を受けたのは四分の一にも満たないが、ここから、被告処分も非違行為の中でかなり情状の悪い場合にのみ行われるものといえる。②不起立行為は、自己の個人的利益目的職務怠慢・注意義務違反、破廉恥行為・犯罪行為でもなく、生徒に対し正しい教育を行いたいという信念・

により教職員についても認められる身分保障法理により法的制限があるとして、当該教職員個人または同僚教職員の勤務する学校の計画的教育活動を過度に阻害し、さらにはもたらすおそれのある組合活動を抑制する等非公益的目的のために行われ、かつ事前に教職員の意見希望を十分徴しないうて樹立された異動計画に基づき転任処分は、裁量権の範囲を逸脱し濫用にある。(高知地判昭45・2・12行例集二二二一〇九)

【判例】転任 富知県立多摩農業高校教諭社会教育主事転任処分事件 県立高等学校の教員を社会教育機関の職員である社会教育主事に異動することにつき、公立学校の教員は地方公務員の身分を有し、地方公務員としての教育公務員という特殊の身分にある者ではなく、異動は県教育委員会と同一任命権者としての地位の変更にとどまり、地方公務員としての身分を失わねばならないから、右異動は地方公務員法一七条一項にいう転任であって免職には該当しないとして、異動に教員の同意を必要としない。(高知地判平5・3・22判例六三三・一三三)

【判例】任用更新 大分県立大分県立高等学校「君が代」不起立教職員再任用拒否事件 ①任命権者が、非常勤職員に対して任用更新期間満了後も任用が継続されると期待するような無理があるものと見られる行為をしたという特別な事情があるにもかかわらず、任用更新をしない理由に合理性を欠く場合、②任命権者が不当・違法な目的をもって任用更新を拒絶するなど、その裁量権の範囲をこえたまたはその濫用があった場合、③その他任期満了で任用された公務員に対する任用更新の拒絶が著しく正義に反し社会通念上認められない場合など、特段の事情が認められる場合には、権利濫用・権限濫用の禁止に關する法理ないし信義則の法理により、任命権者は当該非常勤職員に対する任用更新を拒絶できない。(東京地判平18・3・24判時一九二九一・〇九)

【判例】再任用拒否 都立高校「君が代」不起立教職員再任用不合格事件 都教委が本件職務命令の違反のみをもって、原告の勤務成績を良好でないとして判断し、本件職務命令と卒業式等における不起立、国歌斉唱という行為を極端に過大視したものと見ざるを得ない。(東京地判平20・2・7判時二〇〇七一四)

信念に基づき真摯な動機によるものであり、やむにやまれぬ行動である。③原告と同様の歴史観を有する者は、少なからず存在しており、独善的とはいえないから、不起立義務がないと考えても無理なところがある。④卒業式を混乱させる意図はなく、また混乱した卒業式もない。ちなみに、従来の裁判例では、積極的に卒業式を妨害した場合に処分を受けている。⑤国歌の制定を妨げた場合に処分を受けている。⑥国歌は、国歌の制定を妨げた場合に処分を受けている。⑦国歌は、国歌の制定を妨げた場合に処分を受けている。⑧国歌は、国歌の制定を妨げた場合に処分を受けている。⑨国歌は、国歌の制定を妨げた場合に処分を受けている。⑩国歌は、国歌の制定を妨げた場合に処分を受けている。

【判例】懲戒処分 都立高校「君が代」不起立教職員被告処分事件 控訴人が行った不起立行為は、公教育を担う教育公務員が、教育課程の一つである特別活動として沿って教育課程を適正に実施するため、また児童、生徒に国旗、国歌に関する基礎的知識を指導すべく児童、生徒の学習権を保障するために発せられた校長の職務命令に違反し、児童、生徒、保護者及びその他学校関係者の面前で、公然と行ったものであって、児童、生徒の学習権を侵害すると同時に、式に参加した保護者、来賓その他の学校関係者に違和感ないし嫌悪感を生じさせる職務命令違反行為であると同時に信用失墜行為といわざるを得ないものであるから、重大な非違行為であると評価されてもやむを得ない。また、被告の行為は、待遇の適正が期せられなければならないこと、量権の範囲を超え違法である。(最判平24・1・16判時二四七二二七)

【判例】再任用拒否 都立高校「君が代」不起立教職員再任用不合格事件 国歌斉唱の際に起立斉唱行為を命ずる職務命令違反に対する懲戒処分において、過去に同種の行為による懲戒処分等の処分歴のない者に対しては、被告処分は違法とはいえないが、過去に入学式の際の服装等に係る職務命令違反した減給一回の処分歴があることのみを理由としてした減給処分は、裁量権の範囲を超え違法である。(最判平24・1・16判時二四七二二七)

【判例】「教育」については旧六条の「学校教育」条項のなかに定められていた。本法ではそれを切り離して独立条文としたものである。旧法では、教員は「全体の奉仕者」であることが明記されていた。本法ではそれを削除したが、国公私立の教員が公教育の担い手であることを否定したのではない。また、教員の使命と職責の重要性にかんがみ、教員については、身分が尊重され、待遇の適正が期せられなければならないこと、量権の範囲を超え違法である。(最判平24・1・16判時二四七二二七)

【判例】(家庭教育) 第一〇条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

*①保護者の教育責任(憲二六二、世界人権宣言二六三、児童権利五、一四二・一八、民八・一八・八二〇・一三三・八五七、児重虐待防止法四六七・一四一、食育基本五)、保護者の教育委員(の選任)(地教行四四)、②国・地方公共団体の支援(一一・一六・一七、憲二四二・二五二、自由権規約二三、社教三三三・社会規約〇一、児童権利一八二三、一三二四・一五二、児福六三・三二二・二五・一三三・一八の三・二二の八・二二の二七・三四の八・三四

の九・三四の二、四四の二、次世代育成支援対策推
進法、育児介護、母子保健法、母子及び寡婦福祉法、
児童手当法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法、
学習の機会（学教一〇七、社教五・四八・五七、生涯
学習）、情報の提供（学教二四・四三・一三三、社教
五、生涯学習三一、児福二一・一四八の三）

【判例】親の教育の自由（学力テスト事件） 親は、子ども
に対する自然的関係により、子どもの将来に対して最も
深い関心をもち、かつ、配慮をすべき立場にある者
として、子どもの教育に対する一定の支配権、すなわ
ち子どもの教育の自由を有すると認められる。このよ
うな親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外に
おける教育や学校選択の自由にあられるものと考え
られる。（最大判昭51・5・21判時八四一三三）

【判例】親の教育の自由（大阪府立八尾高校事件） 親権者
の子に対する監護教育権は、子女の身体の保全育成と
精神の発達向上をはかる権利であり、学校においてほ
どされる教育が法令に違反し子女の精神の発達向上
を妨げるものであれば、親権者の右権利は侵害される
ことになる。したがって親権者はその子女が学校にお
いてほどこされる教科・科目の授業およびそのもとに
なる教育課程の編成について法律上の利害関係を有す
るものというべきであり、原告には右課程の編成の取
消を求める適格がある。（大阪地判昭48・3・1判
時七二一一二四）

【判例】親の教育の自由（大田区立小指導要録開示請求事
件） 指導要録記載事項のうち、担任教師による「所
見」や人物評価の「評定」欄は、開示によって指導要
録の記載が形骸化し、適切な指導が困難になるおそれ
があるため非開示情報に該当するが、学習別到達段階
を示した「I観点別学習状況」と「II評定」は評価者
の主観的要素が入る余地が比較的少なく、「標準検査
の記録」も実施した検査の結果等客観的事実のみが記
載されているから、非開示事由に当たらない。（最判
平15・11・11判時一八四六一三）

【判例】親の教育の自由（町田市立つくし野中学校作文開
示請求事件） 自我の萌芽がない幼児を除き、子の個
人情報は親の個人情報と区別されるべきであり、子の
独立の人格を認める以上、親といえども子の秘密する
情報に介入しないことが相互の信頼の基礎とされるも
のといえる。しかし、子が親の監護・養育の下に置か

れ、社会的にも親が監護・養育の権利を行使すること
が期待される場合においては、子の対外的言動は監
護・養育を行へる親に対する評価の基礎となる親の
個人情報といふべき側面をも有するものであり、また、
子どもの交友関係等は、本来的には子の判断に委ねら
れつつも、なお監護・養育者としても当然に認識し
ておくべき事項といふべきであり、また、子の固有の
情報であっても、子の死亡によって当然にその個人情
報の主体が消滅するものと解すべきではなく、子の個
人情報が当該家族共同体の社会的評価の基礎資料とな
るものとは異なる。家族共同体の一員として関心を持
ち、その情報を管理することが社会通念上も当然と認
められる情報については、家族共同体構成員の固有情
報と同視することができると考えられる。（東京地判平
9・5・9判時一六二二九七）

【判例】親の教育の自由（埼玉県立上尾南高校内申書事件）
少なくとも子が自己の情報公開請求権を行使するか
どうかを判断する年齢に達した場合には、未成年の
子の親であるといえども、親が子のプライバシーに係
る情報を独自の権利として公開請求できると解するこ
とは、子のプライバシーを軽視するものであって許さ
れない。（浦和地判平9・8・18判時九六一一一〇）

【判例】学校選択権（大分県立高校同選抜事件） 公立学
校間における学校選択の自由が憲法上保障された権利
であるとしても、公立学校の本来の設立目的や性質
（教育の機会均等の実現）からして、そこに学校選択
の自由がある程度の制約を受けることは承認されな
ければならない。学校選択の歴史は、学校選択の自由
教育の機会均等という二つの理念をその根底に有し、
それを両輪として実践されてきたものである。今日の
ように進学率が高く高等学校間における中等教育
の状況下で、公立高等学校間における学校選択の自
由に重心を傾けると、所謂「有名校」に希望が集中
し、学校間格差が拡大されることにも、受験勉強が過
熱し、特定希望校に入学できなかった者が抱く落人
となったり、「陪読校」の生徒等が強い劣等感を抱くこ
となど、教育実践上大きな障害要因を生じさせ、公立学校
の本来の制度目的に達しない結果にもなる。して構
成する諮問機関その他の意見を十分考慮し、慎重審議
を重ねたうえで、高校生としての人格形成にも、かつま

た学校間格差の是正にも最善と判断して採用に至った
本件合同選抜制度が、学校選択の自由の違法に当た
るに当たるとはいえず、原告らの主張は理由がない。
（大分地判昭62・2・23判時二二二一九六）

【判例】学校選択権（江戸川学園論語教育廃止変更事件）
控訴人らが、学校選択の自由は実質的に無意味な
ものとなるから、被控訴人が、控訴人らの子であ
る生徒が江戸取に入学後に控訴人らが子の入学する学
校として江戸取を選択した際に考慮した事項を変更し
た場合には、これについて正当な事由がある等の特段
の場合がある場合を除き、控訴人らの学校選択の自由
を違法に侵害するものとして、被控訴人らには、不法行
為責任が成立する。（東京高判平19・10・31判時二〇
〇九一九〇）

【判例】学校による生徒募集の際に説明、宣伝された教育内容
等の一部が変更され、これが実施されなくなったこと
が、親の期待、信頼を損なう違法なものとして不法行
為を構成するのは、当該学校において生徒が受ける教
育全体の中で当該教育内容等の位置付け、当該変更
の程度、当該変更の必要性、合理性等の事情に照ら
し、当該変更が、学校設置者や教師に上記のような数
量が認められることを考慮してもなお、社会通念上是
認することができるものとも認められる場合に限られ
る。（高判平21・12・10判時二〇七一四四五）

【判例】家庭教師に関する新設規定である。旧七条一項は
「家庭教育を「社会教育」の一部として位置づけて
いたが、改正法では、社会教育規定（二）二条）とは別
に家庭教育に関する独立規定を設けた。一項は、保護

者の第一義的教育責任を定めている。これは、①民法
八二〇条の親権規定（親の監護・教育の権利・義務）
につき、民法解釈上、義務性を中心に理解すべきだと
されていること、②子どもの権利条約一八条一項が、父
母は「養育及び発達についての第一義的な責任を有す
る」と明示していることに対応し規定と捉えることが
できる。家庭教育の機能として、生活習慣の習得、
自立心の育成、心身の調和的発達を掲げられている
が、二項の「家庭教育の自主性」に照らし、この部分
は親に対する義務づけ規定と解すべきではなく、訓示
規定とみるのが妥当である（制定過程の政府答弁、同
旨）。

二項は、国・地方公共団体が家庭教育の自主性を尊
重しつつ支援の責務を負うことを定める。憲法は、親
の教育の自由の明文規定をもっていないが、多数説は
憲法一三条により保障されていると解している。本条
は、「家庭教育の自主性の尊重」を定め、親の教育の
自由を憲法上明示した点に大きな意義を見いだすこ
とができよう。次に、「家庭教育の支援」については、
子どもの権利条約一八条二項・三項が「国の父母に對
する援助を定めていること」に呼応していることとみら
れる。ただし、経済的援助や子育て施設の整備に言及し
ていない点に条約に劣る。なお、八条（私立学校）・
一一条（幼児教育）・二二条（社会教育）において
は、国・自治体による「振興」が規定されているのに
対し、本条が「支援」としているのは、とくに家庭の
自主性に配慮したことによると思われる。

（幼児期の教育）
第二十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の
基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び
地方公共団体は、幼児の健全な成長に資する良好な
環境の整備をその適当な方法によって、その振興に
努めなければならない。

＊幼児教育・保育（児童権利一八三、女子差別撤廃一
二、ILO家族的責任平等条約五、学教二二・二一八、
児福二〇・三五、認定こども園 構造改革特三三、
二〇、食育基五、幼稚園教育要領、保育所保育指針、
国・地方公共団体の任務）一〇・一六・一七、憲二
五・二六、学教二四、児福二・二一の八二二の二
七・五六の七・五六の九、次世代育成支援対策推進（

【通知】幼稚園と保育所の施設の利用化等に関する指針に
ついて (1)幼稚園及び保育所について、保育上支障の
ない限り、その施設及び設備について相互に共用する
ことができる。(2)共用化された施設について必要とさ
れる基準面積は、原則として、それぞれ幼稚園設置基
準、児童福祉施設最低基準により幼児教育を基に算定す
るものとする。ただし、この方法によることが適切で
ないとも認められる場合には実情に即した方法により算
定するものとする。各共用部分については、原則として
幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して管
理する。(3)幼稚園と保育所が共用化された施設にお
ける職員の数については、それぞれ幼稚園設置基
準、児童福祉施設最低基準により算定するものとする
。 (4)幼稚園及び保育所に備えられている園具・教
具・用具について、幼稚園及び保育所は相互に使用す
ることができる。(5)幼稚園と保育所が共用化されてい
る施設においては、教育・保育内容に関し、合同で研
修を実施するように努める。（平17・5・13文科初二
六二初中局長・雇児発五三〇〇三雇用均等・児童
家庭局長）

【通知】幼児教育振興プログラムについて 幼稚園につい
ては、入園を希望するすべての満三歳児・五歳児の就
園を目標に引き続き整備を進めつつ、以下の視点に立
って施策の展開を図る。(1)幼稚園教育の展開に当た
っては、集団生活を通して、幼児一人一人の発達に
応じ、主体的な活動としての遊びを通して総合的な指導
を行い、「生きる力」の基礎や小学校以降の学校教育
全体的生活及び学習の基礎を培うという基本に立
って、教育活動及び教育環境の充実を図る。(2)幼稚園
の基本を生かす中で幼稚園運営の弾力化を図り、地域の
幼児教育のセンターとしての子育て支援機能を活用し
て、「親子の育ちの場」としての幼稚園の役割や機能
を充実する。(3)幼稚園と小学校との間で円
滑な移行や接続を図る観点に立って、幼稚園と小学校
の連携を推進する。(4)幼稚園と保育所は、各々の目的
と役割を有するとともに、双方とも小学校就学前の幼
児を対象としていること等を踏まえつつ、両施設の連
携を一段進捗させる。（平13・3・29文科初五九一初中
局長）

【判例】「徳島県在住町立幼稚園障害児就園不許可事件」
子どもには、一人の個人又は市民として、成長、発達

し、自己の人格を完成するために必要な教育を受ける
権利が憲法上保障されており、子どもに対する教育の
制度や条件を整備することは国家の重要な義務である
というべきである。子どもにとって、重要な権利は、そ
の健康かつ安全な生活のために必要な習慣を身につけ
たり、自主的、自立的な精神を育んだり、集団生活を
身につけていこうとするなどの重要な時期であり、幼稚
教育は、義務教育や普通教育ではないもの、幼児の心
身の成長、発達のために重要な教育として位置づけら
れるべきものということができる。そうだとすれば、
地方公共団体としては、幼児の保護者から公立幼稚園
への入園の申請があった場合、これを拒否する合理的な
理由がない限り、同申請を許可すべきであり、合理的
な理由がなく不許可としたような場合には、その
裁量権を逸脱又は濫用したものであるとして、その不許可
処分は違法になると解するのが相当である。（徳島地
決平17・6・7判例地方自治二七〇一四八）

【判例】「東大和市障害児保育園入園不承諾事件」 障害
のある児童であっても、その障害の程度及び内容に照ら
し、保育所に通う障害のない児童と身体的、精神的状
態及び発育の点で同視することができ、保育所での保
育が可能な場合であるにもかかわらず、処分行政官
が「児童福祉法二四条一項たしか書いらず」や「むやみ
でない事由」があるとして、当該児童に対し、保育所に
入る保育を承諾しなかった場合には、そのような不
承諾処分は、考慮すべき事項を適切に考慮しなかった
という点において、処分行政官の裁量の範囲を超え、
又は裁量権を濫用したものであるというべきであり、
違法であると解するのが相当である。（東京地判平18・
10・25判時一九五六一六）

【判例】本条は、幼児期の教育に関する新設規定である。
新設の理由としては、①「認定こども園」(二〇〇六
年一〇月)制度等、すでに進行している幼稚園と保育
所の連携の推進の必要性、②今後の義務教育の弾力化
をめぐりた幼稚園と小学校の連携の必要性が指摘され
る、国や地方公共団体の振興等の努力義務については
、具体的には、幼稚園教育要領の改訂、幼稚園就園
奨励費補助、私立幼稚園の経常費補助、家庭教育支援
総合推進事業、放課後子どもプランの実施等が挙げら
れている。本法改正後、二〇〇七年学教法改正におい

【判例】 昭47・3・31判時六四一三三(一) 中学校教員が、中学生を引率して遠足に行った際、かねて社会科担任の教諭の出題していた市の経済活動についての調査資料を提供するため、市所在の共産党事務所へ赴き、同所に居合わせた者から調査資料を得させたことが認められるとしても、生徒等に対して教育委員会が何ら立証するところがない場合には、この教員の行動を以て学校教育の政治的中立性を害する政治活動であるとして、教育基本法八条の趣旨に反するものと断ずることはできず、教員としての適格性を欠いていない。(横浜地判昭32・10・7行例集八八〇一八二二)

【判例】 生徒会誌への教師の投稿の削除命令 県立高等中学校の校長が、職務命令として、同校教諭が生徒会誌に寄稿した回想文を生徒会誌から削除するように指示した行為は、憲法二二条一項・二項前段、二三条・二六条に違反するものではない。(最判平16・7・15判時一八七五〇四八)

【判例】 研究発表会場で、養護学校教員が、憲法九条の文言の一部と反戦イラストを記載されたポロシャツを着用したまま登壇する行為は、政治的な色彩を帯びた行為であり、当該行為の阻止は教育公務員の政治的中立性を保つための措置であり、教育の自由の侵害には当たらない。(福岡地小倉支判平12・7・13判例地方自治二二一五四)

【判例】 政治的中立性 教職員は教育の中立性を堅持するため、学童等に及ぼす影響を考慮し「学区」内において特定政党、特定者の支持、推薦行為を行ってはならない。(東京高判昭34・1・30行例集一〇一一一七)

【解説】 政治教育に関する本条は旧八条とほぼ同文である。一項にいう「良識ある公民」とは立憲主義の基本価値を自覚した主権者たる国民をいい、その養成がめざされるべきであるが、ここでも一条・二条の教育目的・目標を結びつくと、「国家及び社会の形成者」のための政治教育のみが推進されかねない。政治教育は社会に対する判断力、批判力をもった政治教育でなければならない。二項は教育の政治的中立性を定めるが、政治教育その他政治的活動を禁止されるのは、条文上「学校」であって個々の教師ではない。教職員の

政治活動は、職務外の市民としての活動であれば、本条に反しない。ただし、教育公務員特例法一八条による行為の禁止規定の適用を受ける。

(宗教教育)

【第五節】 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

*①宗教の自由(憲二〇二、自由権規約八、児童権利一四、宗教法人法二)、宗教的寛容(社会権規約三三、児童権利二九一、親の宗教教育、社会権規約一三三、自由権規約一八四、児童権利一四二)、私学の宗教教育(学校教育法二四二)、②国の宗教的活動の禁止(憲三〇三)、公の財産の支出利用の制限(憲八九、社教二二)、学校施設の利用(学教三三、七、社教四四、学校施設の確保に関する政令)

【解説】 社会科その他、初等および中等教育における宗教の取扱いについて ①国立または公立の学校が主催することについては、学校が主催して、礼拝や宗教的儀式、祭典に参加する目的をもつて、学校で主催すること、また、個々の児童、生徒が学校から課せられて、神社、寺院、教会その他の宗教施設を訪問することである。国又は文化財を研究したり、あるいはその他の文化上の目的をもつて、学校が主催して、神社、教会その他の宗教施設を訪問すること、次の条件の下では許される。(一)児童、生徒に強要してはならない。(二)学校が主催する旅行中、神社、寺院、教会その他の宗教施設を訪問する児童、生徒の団体は、その宗教施設での儀式や祭典に参加してはならない。(三)学校が主催して、神社、寺院、教会その他の宗教施設を訪問するとき、教師や指導者が命令して、敬礼その他の儀式を行わなければならない。(四)学校が主催して、護国神社、護国神社(以前に護国神社あるいは招魂社であったものを含む)、および主として戦没者を祭った神

の反社会的宗教カルトの問題、子ども・若者のなかに目立つる軽視あるいは公共心・道徳心の希薄さなどがある。この点に関連して、改定過程において、「宗教的情操の涵養」を導入するかどうか焦点の一つとなっていた。しかし、公明党の反対もあって、本条のような規定になった。この「宗教に関する一般的な教養」という規定は、「宗教的情操」という観点から、第二次世界大戦前に学校教育(国家神道の導入を招き、天皇への忠誠という教育勅語の精神を補完する役割を果たしたことをふまえて、「宗教的情操の涵養」につながるよう理解されてはならない。「宗教」を信じる者も信じない者も尊重する趣旨であり、「宗教の社会生活における地位」の尊重とは、「宗教の本質・歴史的作用・社会的役割等を客観的な態度で教育のなかに採り入れることを意味し、いずれも異質なものが多様に存在する社会の民主主義原理に由来している。二項は、憲法二〇条三項の政教分離の原則を学校教育に具体化したものである。国立学校における宗教的中立を定めている。

【解説】 本条は、旧九条の規定に「宗教上尊重しななければならない」として、「宗教に関する一般的な教養」が加えられた。この背景には、オウム真理教等

第三章 教育行政

(教育行政)

【第一節】 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

【第二節】 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければ

社を訪問してはならない。②国立または公立の学校における宗教に関する教材の選択および取扱いについては、(一)各教科の教育目標に照らし、必要な場合には、各種の宗教的教祖、慣行、制度、宗教団体の物的施設、厚生および教育活動、種々の宗教史の事件などに関する事実を含んでもよい、これらの教育資料において、特定の宗教的教理、慣行、制度、経験などを、価値がないものとして否認したり、あるいは特定のものを特に高く評価したりするようない表現を用いてはならない、また科学と宗教とは両立しないものと仮定してはならない、このことは、自然現象を自然的原因に帰することを妨げるものではない。(二)社会科においては、宗教が社会生活の中で、どんな役割を果たして来たかを明らかにする点に重点がおかれなければならない。また適当な学年において、憲法の内容やその他の法律にもとづいて、信教の自由の意義を教養しなければならない。(三)文学および語学の教科書においては、文学的あるいは科学的価値があると認められ、選択したものである限り、宗教的教材が含まれてもよい。しかし、その取扱いに当たっては、その教材選択の主旨に反しないよう注意しなければならない。(四)音楽、美術、建築の指導においては、教材として宗教的感化を受けた作品を利用してもよい、芸術的表現に対する宗教的影響を研究することも、望ましいことである。(五)学校図書館には、参考および研究のために、宗教に関する書籍や定期刊行物を備えつづけてもよい。(六)各種の宗教の教理、歴史、哲学心理も客観的研究(比較研究)として設けてもよい、しかし特定の宗教のための宗教教育に当たらないよう注意することが必要である。

【第三節】 ①国立または公立の学校の児童生徒の自発的宗教活動については、(一)児童、生徒が授業時間以外の、国行事に参加することは自由であるし、教師も同様である。(二)中等学校生徒は、正規の授業時間以外の活動として、自発的な宗教活動を組織することができる。(三)学校はこの種の団体の活動に対しては、校内の他の生徒団体に与えられないと同様に、学校施設利用の便宜を与えなければならない。また学校は、生徒のどの宗教的団体に、無差別公平にこの種の便宜を与えなければならない。そしてこの旨を、予め周知させてはならない。

*①不当な支配(社教二二、中立確保一)、教育の法律主義(憲二二)、国と地方公共団体の役割分担(五三、七、地教行一五三、地自二)、②教育の機会均等(四・五三、地教行二二)、教育費負担一、学生支援三、通学一、へき振一、過疎地域自立促進特別措置法三)、教育水準の維持向上(五三、地教行二二)、教育施策の総合的実施(七一)、文部科学省の任務(文部科学省設置法三三)、③地域の実情に応じた教育施策の実施(七七)、教育委員会の組織(地教行二二二)、教育委員会の任務(地教行一四・二二二・二六・二七・三三、地自一八〇の八)、文部科学大臣と教育委員会の関係(地教行四八五・四、地自二四五の五・二四五の七)、地方公共団体の長の任務(地教行二四・二四の二・二七の二)、④義務教育の無償(五・四、憲二二)、学教二、教科書無償措置、⑤地方公共団体の財政措置(地財一〇、教育費負担二、人材確保三、施設費負担三、災害復旧三、理振九、産振一五、へき振、学校給食二)、社教四、生涯学習八)、私学助成(八、憲八九、私学五九、私学助成、私学事業団、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律)

【解説】 学習指導要領「学力テスト事件」 学習指導要領の内容を通覧するに、おおむね、中学校において地域差、学校差を超えて全国的に共通なものとして教授されるべき必要最小限度の基準と考えても必ずしも不合理とはいえない事項が、その根拠をなしていること認められるのであり、その中には、ある程度細目により、かつ、詳細に過ぎ、また、必ずしも法的拘束力をもつて地方公共団体を制約し、又は教師を強制するものに適切でなく、またはたしてそのように制約し、あるいは強制する趣旨であるかどうか疑わしいものが幾分か含まれているとしても、右指導要領の下における教師による創造的かつ弾力的な指導の余地や、地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されており、全体としてはなお全国的な大綱の基準としての性格をもつものと認められる。また、その内容においても、教師に対し一方的な、一定の理論ないしは観念を生徒に教え込むことを強制するような点は全く含まれていないのである。それ故、上記指導要領は、全体としてみた場合、教育政策上の当否はともかくと

て、少なくとも法的見地からは、上記目的のために必要かつ合理的な基準の設定として見認することができると理解するのが、相当である。(最大判昭51・5・21判時八四一三三)

【判例】 学習指導要領「伝習館高校事件(第一審)」 学習指導要領の条項中には法的拘束力のある事項と指導助言文書たる事項があるが、まず教育課程の構成要素、各教科・科目及びその単位数、高等学校卒業に必要な単位数及び授業時数、単位修得の認定等については法的拘束力があることは疑いない。しかし、各教科・科目に掲げられた目標・内容には、その法的拘束力は及ばない。(福岡地判昭53・7・28判時九〇〇一三)

【判例】 学習指導要領「伝習館高校事件(上告審)」 高等学校学習指導要領は法規としての性質を有するとして原審の判断は、正当として見認することができ、右学習指導要領の性質をそのように解することが憲法三二条、二六条に違反するものでないことは、最高裁判所判決(昭51・5・21)の趣旨とするところである。(最判平2・1・18判時一三三七一)

【判例】 学習指導要領「北九州市立学校君が代斉唱拒否処分事件」 学習指導要領中の定めは、国歌に関する指導を定めたものとはいえず、学習指導要領中に、ほかに教育目的の対して特定の機会をうけて指導をすべきことを定めた規定が見当たらないことからして、上記定めは法的拘束力をもって各地方公共団体の教育委員会を制約し、又は教師を強制するに適切な規定とはいえず。教育内容および方法について必要かつ合理的な大綱の基準を定めたいものであると解することはできない。(福岡地判昭17・4・26判例集未登載)

【判例】 学習指導要領「都立高校」 君が代「不起立教員戒告処分事件」 学習指導要領は、学校教育法四二条三項同法施行規則八四条に基づいて文部科学大臣が定めて公示したものであって、その定めには法的効力があるところ。指導するものとするという文言は、「指導しなればならない」よりは緩やかではあっても、指導するものを義務づけられる趣旨と解すべきである(なお、法令ではなく「要領」であることも、義務づけられても緩やかな文言を用いる理由にならざることを解される)。そして、学習指導要領の国旗・国歌条項

が、「日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童・生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、国旗・国歌に対して正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが必要であり、また学校における入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけを行い、学校、社会、国家などへの所属感を深める上でよい機会となるものであることから、これらの学校行事式典において、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するものとする」として設けられていること、既に認定したとおり、平成元年三月一日、従前の学習指導要領では「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、児童・生徒に対してこれらの祝日などの意義を理解させることにも、国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい」と定められていたのを、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するものとする」と改訂していることに照らせば、同規定は法的拘束力を及ぼす趣旨であると解すべきものである。そして、この定め自体は、大綱の基準を定めるものとして、「不当な支配」に当たらないと解される。(東京高判平23・3・10判時二二一六六)

【判例】 教科書検定「教科書裁判第一訴訟」 教科書検定による審査は、単なる誤記・誤植等の形式的なものにとどまらず、記述の事実的な内容が、普通教育の場においては、児童・生徒の側にはいまだ授業の内容を批判する十分な能力は備わっていないこと、学校教師を選択する余地も乏しく教育の機会均等を図る必要があることなどから、教育内容が正確かつ中立・公正で、地域、学校のいかにかわらず全国的に一定の水準であることが要請されるのであり、児童・生徒に対する教育の内容が、その身の発達段階に応じたものでなければならぬことも明らかであり、その審査基準である旧検定基準も、右目的のために必要かつ合理的な範囲を超えているものとはいえず、子どもが自由かつ独立した人格として成長することを妨げるような内容を含むものでもない。また、右のような検定を経た教科書を使用することが、教師の授業等における前記のような裁量の余地を奪うものでも

ないで、憲法二六条に違反しない。(最判平5・3・16判時 四五六一二)

【判例】 教科書検定「教科書裁判第二次訴訟(形本判決)」 教科書検定は、誤記・誤植その他の客観的に明らかでない誤り、造本その他の技術的事項および教科書の内容が、教育課程の大綱の基準の枠内にあるかの諸点にとどまらざる限り、きまのことであり、教科書の記述内容の当否にまで及ぶときは、検閲に該当し、教育基本法一〇二条に違反する。(東京地判昭46・7・17判時六〇四一二)

【判例】 教科書検定「教科書裁判第三次訴訟」 教科書検定における可否の判定、条件付合格の条件の付与等についての判断過程に看過し難い過誤がある場合には、裁量権の範囲を逸脱して違法となる。「七三部隊」に関する事項を教科書に記述することが時期尚早として、全部削除する必要がある旨の修正意見を付したことは、判断過程に看過し難い過誤がある。(最判平9・8・29判時一六三三一九)

【判例】 教科書使用義務「伝習館高校事件(上告審)」 学校教育法五一条により高等学校に準用される同法二一条は、高等学校における教科書使用義務を定めたものであるとした判断は正当として見認することができ、憲法二六条、教育基本法一〇二条に違反するものではない。(最判平2・1・18判時一三三七一)

【判例】 「不当な支配」の解釈「学力テスト事件」 憲法に適合する有効な他の法律の命ずるところをそのまま執行する教育行政機関の行為があるから、上記述べた趣旨、目的の反しないように解釈されなければならない。この趣旨、目的の反しないように解釈しなければならない「不当な支配」となるものとして配慮しなければならぬ拘束を受けているものと解されるのであり、その意味において、教基本法一〇二条一項は、いわゆる法令に基づく教育行政機関の行為にも適用があるものといわなければならない。(最大判昭51・5・21判時八一四一三三)

【判例】 不当な支配「北九州市立学校君が代斉唱拒否処分事件」 国歌斉唱を実施することやどのような方法で

これを実施するかは、各学校の卒業式、入学式の方法、児童、生徒及び保護者や地域住民の状況を把握しうる校長、その裁量において判断すべき事項と捉えらるから、国歌斉唱の実施及びその方法について、校長が文部省又は教育委員会の指導、助言に従わざるを得ず、その裁量を行えない場合には、そのような教育委員会の指導、助言は、教育基本法一〇二条一項にいう「不当な支配」にあたる。(福岡地判昭17・4・26判例集未登載)

【判例】 不当な支配「東京都君が代斉唱拒否事件」 本件通達及びこれに関する被告都教委の一連の指導等は、入学式、卒業式の式典における国旗掲揚、国歌斉唱の実施方法、教職員に対する職務命令の発令等について、都立学校の各校長の裁量を許さず、これを強制するものと評価することができ、原告が教職員に對しても、都立学校の各校長の職務命令を介して、入学式、卒業式等の式典において国歌斉唱の際に起立して国歌を斉唱すること、ピアノ伴奏をすることを強制していたものと評価することができる。そうだとすると、本件通達及びこれに関する被告都教委の都立学校の各校長に対する一連の指導等は、教育の自主性を侵害するうえ、教職員に對し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制することに等しく、教育における機会均等の確保と一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱の基準を逸脱しているとの謬りを免れない。したがって、本件通達及びこれに関する被告都教委の都立学校の各校長に対する一連の指導等は、教育基本法一〇二条一項所定の不当な支配に該当するものとして違法と解するのが相当である。(東京地判平18・9・21判時一九五二一四四)

【判例】 不当な支配「都立高校」 君が代「不起立教員戒告処分事件」 確かに、教師の創意工夫の尊重は、教育委員会による介入との関係においても考慮すべきであり、各学校における教師の創意工夫の余地を全く奪うような細目的事項について、教育委員会が基準を設定し、指示を与えるなどすることは、「不当な支配」に当たることがあり得るといふべきである。しかしながら、国の教育行政機関が法律の授權に基づいて普通教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合においては、各地方の実情に適應した教育を行わせる

のが教育の目的及び本質に適合するとの観念に基づき、現行教育法制における重要な基本原理となつていない教育に関する地方自治の原則を考慮しなければならぬ。その内容が必要かつ合理的であると認められただけでなく、大綱の基準にとどめられなければならないとされるのに対し、地方公共団体の設置する教育委員会が当該地方公共団体における教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合においては、そのような考慮は、教育に関する地方自治を担う機関として設置されているものであり、その管理執行権限に基づき、国の教育行政機関との対比において、より細目につながる事項についても、教師の創意工夫の余地を残しつつ、必要かつ合理的な範囲内で、基準を設定し、一般的指示を与えるなどすることができ、特に必要であれば具体的な命令を発することができると解すべきである。(東京高判平23・3・10判時二二一三六二)

【判例】 校長の不当な支配 校長は教職員の指揮監督のために教室を見廻り授業学習を參觀することができ、当該校長はこの点を重視し実行していたのであり、これをもって当該教職員の授業を妨害し、教諭としての教授権または地位を侵害し、その名誉信用を傷つけたものとは認められない。(東京高判昭36・8・7教職員人事関係裁判例集二二一)

【判例】 校長の不当な支配 小学校長が教諭に学級担任をさせないこと、校務分掌に関する措置は、校長の裁量権の範囲を逸脱したものとはいえず、不当な支配とはみられない。(名古屋地判平2・11・30判時一三八九一五〇)

【判例】 学校法人理事の不当な支配「私立巨泉高校事件」 確知方法を教育の場において直ちに承認するとき、教育の自由の空氣は失われ、教職員の授業における自由および自主性が損なわれることは否定できない。してみれば、申請人の授業内容も後述のとおりであるが、それらもまた右の如き手段によって収集した申請人の授業内容を根拠として申請人を解雇した本件はすでにこの点において前記教育基本法第一〇二条一項の「不当な支配」に該当し、右は公法秩序に違反して許されないものといわねばならない。(東京地判昭

47・3・31判時六六四一三三)

【判例】 議員の不当な支配「都立高校南高講師罷免事件」 授業中に創価学会を批判した高松講師に対して、都教育庁総務部長が公明党都議から同講師への非難、叱責の機会をつつたことは、教基本法一〇二条の「不当な支配」に当たる。(東京地判昭49・7・26判時七五四一六四)

【判例】 議員の不当な支配「都立七生養護学校事件」 被告都議らは、本件養護学校の教育の内容や方針について個別的、具体的な権利関係を有する立場にはなく、本件養護学校の教員とその児童生徒らに対する教育の内容及び方針を検討する上で、被告都議らによる一方的な批判や非難を保護者らとそれと同様に受忍しなければならない理由はないといふべきである。以上の点を考慮すると、被告都議らの上記行為は、上記原告らに対する侮辱等によって上記原告らの名誉感情を侵害したものであり、被告都議らは、上記原告らに対して、民法七〇九条の不法行為責任を負う。被告都議らが本件視察の際に保護室において原告A及び原告Bを批判し、非難した行為は政治家である被告都議らがその政治的な主義、信条に基づき、本件養護学校の性教育に介入し干渉するものであり、本件養護学校における教育の自主性を阻害しこれを定める危険のある行為として、旧教基本法一〇二条一項の「不当な支配」に当たる。被告都議らの視察に同行した被告都教委の職員らには、このような被告都議らによる「不当な支配」から本件養護学校の個々の教員を保護する義務があった。ところが、本件視察に同行した被告都教委の職員らは、視察の対象となつた保護室に主文第二項記載の原告らがいるままの状態を被告都議らによる保護室の視察を開始させ、途中、被告都議らが直接原告らに対して本件性教育の内容の批判や非難を行ったのに、これを制止したり、原告らを保護室から退室させたりすることもなく、被告都議らが原告らに対して批判や非難をするのに任せたりも、被告都教委は、上記保護義務を違反したものである。(東京地判平21・3・12判例集未登載)

【判例】 本条は、旧一〇二条に對立しているが、大幅な改正がなされた。本条は、旧一〇二条一項との關係で、「教育は、不当な支配に服することなく(前段)」を引

ないで、憲法二六条に違反しない。(最判平5・3・16判時 四五六一二)

き継ぎつつ、国民全体に対する直接責任（後段）を削除し、代わりに、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」を追加した。この改正により、教育行政による教育内容関与の抑制が取り除かれたのではないか、という強い危惧が指摘されている。しかし、旧法の下で、最高裁学テ判決は、「法令に基づく教育行政機関の行為」にも「不当な支配」禁止原理が適用されたと解していた。法改正がなされても、旧法の文言が維持されている場合は旧法に關する最高裁の判断が依然として有効であるとみるべきであるから、本条においても「不当な支配」禁止の趣旨は適用されると解するのが妥当である（制定過程の政府答弁 同旨）。新設された「教育行政は、公正かつ適正に行われなければならない」との規定（一項後段）も、この解釈を補強するものである。従来、①「不当な支配」に該当するとされていた事例、たとえば、①一方的な理論・観念を教え込むよう強制すること、②全国的な大綱的基準を超えた基準を設定すること、③教師による創造的・弾力的な教育の余地を残さない職務命令を発すること、などは本法の下でも違法の評価を受けることになる。次に、新たに追加された、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべき」との規定をどう解するか、が問題となる。この追加により、政府・文科省による教育支配が正当化されたとも見解も存在するからである。しかし、この文言の趣旨は、憲法二六条の定める「教育の法律主義」の原則を確認した点に定めるところが妥当である。憲法二六条の「法律の定めるところにより」は、重要な教育事項は法律で定めるべきこと、すなわち、「教育の法律主義」の原則を要請したものと解されている。ところが、立法分野において、他の行政分野と比べても、委任立法や通達行政の比重が極めて大きく、「教育の法律主義」の原則は形骸化していることを指摘できる。したがって、憲法適合的解釈に則り、この文言の挿入は、行政の自由度を拡大する意味で理解されなければならない。なお、「旧法にあった「国民全体に対する直接責任」の削除は、「不当な支配」の判例法理に影響を及ぼさないもの」と考えられる。最高裁判決は、「この直接責任に

取られたい明確な位置付けを与え、総合的に取り組む計画とはなっていない。政府として、未来への先行投資である教育を重視するという明確なメッセージを国民に伝え、施策を国民に分かりやすく示すという説明責任を果たすためにも、教育の根本法である教育基本法に根拠を置いた、教育振興に関する基本計画を策定する必要がある。（平15・3・20中央教育審議会）

附則 教育振興基本計画 平成一八年二月、制定から約六〇年を経て教育基本法が改正された。改正教育基本法においては、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、「人格の完成」や「個人の尊厳」などこれまで教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲げるなど、新しい時代の教育の基本理念が明示された。同時に、教育改革を効果あるものとするためには、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、同法第一七条第一項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画（教育振興基本計画）を定めることが規定された。今後、知識基盤社会の進展や国内外における競争の激化など社会が大きく変化していく中で、個人が幸福で充実した生涯を実現する上でも、また、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会に貢献していく上でも、その礎となるものづくり、すなわち教育である。約六〇年ありに改正された教育基本法の理念の実現に向け、我が国は今改めて「教育立国」を目指し、我が国の未来を切り拓く教育の振興に政府全体で取り組んでいく必要がある。ここに、教育基本法第一七条第一項の規定に基づき、教育振興基本計画を策定する。（平20・7・1）

かかわって「国民からの信託」論を語っているが、当時存在していた①議会議制民主主義による行政責任説、②選出教育委員会制度未定説、③教師の子どもに対する自主的責任説の三説のうち、いずれに立つかは不明瞭であったからである。なお、③説に立っていた場合には、「直接責任」の削除は政府に有利と見られるが、①説の場合は逆に不利となっていた。国と地方自治体の役割分担のあり方を考えるに当たっては、一方で、教育の地方自治の理念に則り、都道府県と市町村の関係見直しを含め、地方分権改革の目的にかなった適切な法制度整備とその運用が必要である。しかし、他方、子どもの教育を受ける権利がすべての地域・学校に、ひとしく保障されるためには、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を確保することも重要となる。分権が格差を助長するという側面も見落としてはならない。なお、地方自治体における教育委員会の位置づけの再検討も課題である。

かかわって「国民からの信託」論を語っているが、当時存在していた①議会議制民主主義による行政責任説、②選出教育委員会制度未定説、③教師の子どもに対する自主的責任説の三説のうち、いずれに立つかは不明瞭であったからである。なお、③説に立っていた場合には、「直接責任」の削除は政府に有利と見られるが、①説の場合は逆に不利となっていた。国と地方自治体の役割分担のあり方を考えるに当たっては、一方で、教育の地方自治の理念に則り、都道府県と市町村の関係見直しを含め、地方分権改革の目的にかなった適切な法制度整備とその運用が必要である。しかし、他方、子どもの教育を受ける権利がすべての地域・学校に、ひとしく保障されるためには、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を確保することも重要となる。分権が格差を助長するという側面も見落としてはならない。なお、地方自治体における教育委員会の位置づけの再検討も課題である。

第一七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的（教育振興基本計画）

第一七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的

の育成、良好な教育環境の確保、教育の機会均等の確保、私学の教育研究の振興等を盛り込むこと等を示していた。政府の中長期的な基本計画とそれを担保する教育予算の優先的確保は最重要課題であるが、それら教育目標の設定には、国と地方自治体の役割分担の在り方や教育の自主性・自律性保障にもかかわる問題でもあったため、国会での慎重な審議を含めた適切な決定手続が不可欠である。また、振興基本計画は一六条を根拠に策定すべきことになっているから、一六条四項を空文化しないためには、基本計画に財源確保の数値目標を掲げることが本来必要となる。しかし、二〇〇八年振興基本計画策定では、結局数値は盛り込まれなかった。

第四章 法令の制定

第一八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

* 法律（憲五九、政令（憲七三、内閣一）、内閣府令（内閣府設置法七三）、省令（行組一）、行政委員会規則（行組二）、告示（内閣府設置法七五、行組一四一）、訓令・通達（内閣府設置法七六、行組一四二）、条例（憲九四、地自一四・九六）、地方公共団体の長の規則（地自一五）、教育委員会規則（地自一三八）の四、地教行一四・三三）

附則 教育基本法の性格「学力テスト事件」 教育基本法における定めは、形式的には通常の法律規定として、これと矛盾する他の法律規定を無効にする効力をもつものではないけれども、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教育基本法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならない。（最大判昭51・5・21判時八四一三三）

附則 法律と条例「徳島市公安条例事件」 条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容、効果を比較して、両者に矛盾抵触があるかどうかによって決しなければならない。（最大判昭50・9・10判時七八七一二）

附則 条例事項と規則事項 たとえば競争規則、学齡児

かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

* ①政策に関する基本的な方針（内閣一、二、内閣府設置法三）、教育施策の総合的実施（六二）、政府の基本計画（障書基一一一、環境基一一五、科学技術基本法九、男女共同参画社会基一一三、食育基一一六、人権教育啓発促進七）、②地域の実情に応じた教育施策の実施（一六三）、地方公共団体の基本計画（障書基一一二、環境基三六、男女共同参画社会基一一四、食育基一一七・一八）

附則 新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について 実効ある教育改革は、教育基本法の理念や原則の再構築とともに、具体的な教育制度の改善と施策の充実、さらに、教育に携わる者、教育を受ける者、国民一人一人の意識改革とあり、初めて実現されるものである。近年、「環境」、「科学技術」、「男女共同参画」、「食料・農業・農村」、「知的財産」など、行政上の様々な重要分野について、基本法が制定されるとともに、それぞれの基本法に基づき基本計画が策定されている。これらの計画には、施策の基本方針や目標、各種の具体的な施策、施策を推進するために必要な事項等が、総合的・体系的に盛り込まれ、国民に分かりやすく示されており、閣議決定を経て政府全体の重要課題と位置付けられている。しかしながら、昭和二二年に制定された教育基本法には、基本計画に関する規定が置かれておらず、現在まで、教育に関する政府全体の基本計画は策定されてこなかった。教職員定数改善計画、国立大学施設整備計画、コンピュータ整備計画、留学生受入れ一〇万人計画など、個々の施策の計画は策定されてきており、最近では「21世紀教育新生プラン」のように教育施策を体系化した国民に分かりやすく示す試みも行われている。しかし、これらは、文部科学省の施策の枠内で

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附則「抄」

児童生徒就学援助規則（以上いずれも予算措置を講じた）などは、その内容が当該年度を超えて地方公共団体に財政上の義務を課するものであれば、地方自治法九六条一項八号の規定により議会の議決を経なければならない。条例をもって規定することが適当である。（昭27・5・13初中地方課長）

附則 旧一一条の内容を引き継いだ規定である。本条は、教基法が施行「法令」に対する本法としての地位に立つことを示している。ことから、教基法の準憲法的性格、すなわち、本法は他の教育法律に対し上位法的機能を有し、後法優先の原則」や「特別法優先の原則」は妥当しないことが導かれる。最高裁も、教基法は他の教育法律の解釈基準になることを認めている。

総合事項索引

はんれい

1. 法令名の略記は、法令略称表（うら見返し）によった。施行令、施行規則はそれぞれ「施令」、「施規」であらわした。
2. 1, 2, 3…は条, ①, ②, ③…は項, (1), (2), (3)…は号を示す。
3. 「→×××」はこの索引の項目×××で検索できることを示す。

2013年2月15日 第1刷発行



解説教育六法

2013 平成25年版

二〇一三年二月一五日 第一刷発行

編者 解説教育六法編修委員会

発行者 株式会社 三省堂 代表者 北口克彦

印刷者 三省堂印刷株式会社

(製版) 凸版印刷株式会社

発行所 株式会社 三省堂

〒一〇一八三七

東京都千代田区三崎町二丁目二十二番十四号

電話 編集 (03) 3100-1411

営業 (03) 3100-9111

振替口座 〇〇一六〇一五一五四三〇〇

<13教育六法・1256pp.> <http://www.sanseido.co.jp/>

落丁本・乱丁本はお取替えいたします

ISBN978-4-385-15942-3

本書を無断で複写複製することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター(03-3401-2382)の許諾を受けてください。また、本書を請負業者等の第三者に依頼してスキャン等によってデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

あ

ILO ILO87号条約, ILO98号条約, ILO100号条約, ILO140号条約, ILO156号条約
 充て指導主事 地教行19④, 同施令4・5
 安全基準 学保健安全, 憲13・25・26, 児童権利3③

い

育児介護休業制度 地公育児休業, 育児介護育児時間 労基67
 意見具申権 地教行36・39
 意見聴取

教育委員会の—— 地教行29
 一貫教育 学教63・71, 同施規87・115
 一般職に属する職員
 ——の範囲 地公3②, 国公2②
 ——に対する地方公務員法の適用 地公4①

医療費
 ——の地方公共団体の援助 学保健安全24, 同施令8・9
 ——の国の補助 学保健安全25, 同施令10

インクルージョン 障害者の権利に関する条約
 インターネットでの異性紹介 出会い系サイト規制法 青少年有害サイト規制法

う

運動場 高校基準14, 大学基準35, 幼稚園基準8, 高専基準22②, 学教施規1

え

栄養教諭 学教37⑬
 営利企業等への従事制限 地公38, 国公103, 教特17

NPO 特定非営利活動促進法
 園舎 幼稚園基準8・別表第一
 園長

——の職務 学教27④
 ——の設置 学教27①
 園務 学教27

お

公の支配 憲89, 社教10
 親の教育権 教基10, 民820
 恩給 教特附則2・3
 オンブズパーソン制度 兵庫県川西市子どもの人権オンブズパーソン条例, 川崎市人権オンブズパーソン条例, 埼玉県子どもの権利擁護委員会条例

か

介護休暇(業) 育児介護2(2)
 戒告 地公29①
 外国
 ——で授与された免許状 免許18
 ——における学校教育修了者の資格 学教施規95(1)・150(1)・155①(2)-(4)②(3)-(5)

外国語活動(小学校) 学教施規別表第一
 外国人教員任用制度 公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法

解職 地教行8
 科学技術 科学技術基本法
 科学研究費補助金 科学研究費補助金取扱規程

夏季休業日 学教施令29
 学位 学教104, 同施規145, 学位規則
 学士 学教104, 学位規則2・6
 学習指導要領 学教施規52・74・84・129
 各種学校 学教134-136, 私学2・64, 各種学校規程

——の教員 学教7, 各種学校規程8
 ——の設置 学教134・136・143, 私学64
 ——の設置者 私学64②
 ——の設置認可申請勧告等 学教134・136・143
 学術 文部科学省設置3・4④⑥・6・7, 日本学術会議法